

A=0 令和2年4月~12月(9ヶ月)

¥41,250



No. 20200100000960-001

# 領 収 証

請求月日  
2020/01/31

〒 680-0941

( 顧客番号 XXXXXXXXXX )



株式会社 新日本漆業株式会社



鳥取市湖山町北4-812

藤縄喜和

様

本 社 〒680-8688 鳥取市富安2丁目137番地

TEL 0857-21-2887

TEL 0857-28-2795

## ご請求額内訳

10月分以前	11月分	12月分	01月分
0	0	0	55,000

当月ご請求額  
55,000

領収月日 2020年 3月 9日

但し

※金額を訂正した  
もの、社印及び  
係印のないもの  
は、無効としま  
す。

不許複製

入金内訳	現金	1							
	小切手	2							
	振込	3							
	手形	4							
	相殺	5							

下記の通り領収致しました。

領収額 ¥55,000

値引額

取扱者  
松尾





A-1

藤縄喜和様

# ENEOS

## 納品書(領収書)

ガソリン税にも消費税が課税されています。

2020年04月16日 15:54

売上

エネオス キャッシュ 様 M

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー

18.60L

124円

P-13

\*

¥2,306

3330-00

ウィンドウォッシャー

1.00L(個)

330円

¥330

合計

¥2,636

(消費税10%対象

¥2,636

内消費税等

¥240)

現金でも買上げの場合は領収書にかえて頂きます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS

鳥取県 鳥取市片原3丁目101

TEL:0857-23-1101 SS-820030

サイトNo 5922-02 デーNo5220-5223

010岡村 崇 2020/04/16

A-2

藤縄喜和様

# ENEOS

## 納品書(領収書)

ガソリン税にも消費税が課税されています。

2020年05月29日 18:01

売上

NORIKO FUJINAWA 様

車両番号

0026-00

レギュラー

43.00L

129円

¥5,547

合計

¥5,547

(消費税10%対象

¥5,547

内消費税等

¥504)

株式会社 トリセキ 智頭街道SS

鳥取県 鳥取市片原3丁目101

TEL:0857-23-1101 SS-820030

サイトNo 4179-01 デーNo8669-8671

外通番17-33268

010岡村 崇

2020/05/29

A-3 0印 (上限 20,000円/月)



普通預金

(兼お借入明細)

日付 借差 元 種別金額

02-04-06	200	*60,060MDF.MMCｸﾞｲｯ
02-05-07	200	*60,060MDF.MMCｸﾞｲｯ
02-06-04	200	*60,060MDF.MMCｸﾞｲｯ
02-07-06	200	*60,060MDF.MMCｸﾞｲｯ
02-08-04	200	*60,060MDF.MMCｸﾞｲｯ
02-09-04	200	*60,060MDF.MMCｸﾞｲｯ
02-10-05	200	*60,060MDF.MMCｸﾞｲｯ
02-11-04	200	*60,060MDF.MMCｸﾞｲｯ
02-12-04	200	*60,060MDF.MMCｸﾞｲｯ
03-01-04	200	*60,060MDF.MMCｸﾞｲｯ
03-02-04	200	*60,060MDF.MMCｸﾞｲｯ
03-03-04	200	*60,060MMCﾌﾞｲｯｸｽ

# リース料お支払明細書

発行日: 2020/ 5/25

MMCダイヤモンドファイナンス株式会社  
リース営業部  
TEL : 0120-601-152

契約先	ﾌｼﾞﾉﾌﾞ ﾓﾝｶｽ 藤縄 喜和			
リース契約番号	[REDACTED]			
登録番号	[REDACTED]			
リース期間	60ヶ月 ( 2017/ 3/31 ~ 2022/ 3/30 )			
支払方法	口座振替			
リース料総額	3,276,000 円	消費税等総額	294,840 円	合計 3,570,840 円

支払回数	支払日	リース料	消費税等	合計	支払回数	支払日	リース料	消費税等	合計
1	2017/ 5/ 4	54,600	4,368	58,968	31	2019/10/ 4	54,600	5,460	60,060
2	2017/ 5/ 4	54,600	4,368	58,968	32	2019/11/ 4	54,600	5,460	60,060
3	2017/ 6/ 4	54,600	4,368	58,968	33	2019/12/ 4	54,600	5,460	60,060
4	2017/ 7/ 4	54,600	4,368	58,968	34	2020/ 1/ 4	54,600	5,460	60,060
5	2017/ 8/ 4	54,600	4,368	58,968	35	2020/ 2/ 4	54,600	5,460	60,060
6	2017/ 9/ 4	54,600	4,368	58,968	36	2020/ 3/ 4	54,600	5,460	60,060
7	2017/10/ 4	54,600	4,368	58,968	37	2020/ 4/ 4	54,600	5,460	60,060
8	2017/11/ 4	54,600	4,368	58,968	38	2020/ 5/ 4	54,600	5,460	60,060
9	2017/12/ 4	54,600	4,368	58,968	39	2020/ 6/ 4	54,600	5,460	60,060
10	2018/ 1/ 4	54,600	4,368	58,968	40	2020/ 7/ 4	54,600	5,460	60,060
11	2018/ 2/ 4	54,600	4,368	58,968	41	2020/ 8/ 4	54,600	5,460	60,060
12	2018/ 3/ 4	54,600	4,368	58,968	42	2020/ 9/ 4	54,600	5,460	60,060
13	2018/ 4/ 4	54,600	4,368	58,968	43	2020/10/ 4	54,600	5,460	60,060
14	2018/ 5/ 4	54,600	4,368	58,968	44	2020/11/ 4	54,600	5,460	60,060
15	2018/ 6/ 4	54,600	4,368	58,968	45	2020/12/ 4	54,600	5,460	60,060
16	2018/ 7/ 4	54,600	4,368	58,968	46	2021/ 1/ 4	54,600	5,460	60,060
17	2018/ 8/ 4	54,600	4,368	58,968	47	2021/ 2/ 4	54,600	5,460	60,060
18	2018/ 9/ 4	54,600	4,368	58,968	48	2021/ 3/ 4	54,600	5,460	60,060
19	2018/10/ 4	54,600	4,368	58,968	49	2021/ 4/ 4	54,600	5,460	60,060
20	2018/11/ 4	54,600	4,368	58,968	50	2021/ 5/ 4	54,600	5,460	60,060
21	2018/12/ 4	54,600	4,368	58,968	51	2021/ 6/ 4	54,600	5,460	60,060
22	2019/ 1/ 4	54,600	4,368	58,968	52	2021/ 7/ 4	54,600	5,460	60,060
23	2019/ 2/ 4	54,600	4,368	58,968	53	2021/ 8/ 4	54,600	5,460	60,060
24	2019/ 3/ 4	54,600	4,368	58,968	54	2021/ 9/ 4	54,600	5,460	60,060
25	2019/ 4/ 4	54,600	4,368	58,968	55	2021/10/ 4	54,600	5,460	60,060
26	2019/ 5/ 4	54,600	4,368	58,968	56	2021/11/ 4	54,600	5,460	60,060
27	2019/ 6/ 4	54,600	4,368	58,968	57	2021/12/ 4	54,600	5,460	60,060
28	2019/ 7/ 4	54,600	4,368	58,968	58	2022/ 1/ 4	54,600	5,460	60,060
29	2019/ 8/ 4	54,600	4,368	58,968	59	2022/ 2/ 4	54,600	5,460	60,060
30	2019/ 9/ 4	54,600	4,368	58,968	60	2022/ 3/ 4	54,600	5,460	60,060

# 自動車リース契約書 (メンテナンス)

契約日 平成 29 年 3 月 20 日

賃借人 (乙)

住所 鳥取県湖山町北4丁目812

氏名 藤 縄 喜 和

賃貸人 (甲)

住所 東京都港区芝五丁目34番6号  
新田町ビル6階

MMCダイヤモンドファイナンス株式会社

氏名 リース営業部長 坂内 祥一

連帯保証人

住所

氏名

上記の者は下記のとおり契約し、乙及び連帯保証人は裏面特約欄記載の「個人情報の利用に関する同意条項」をあわせて承諾します。  
この契約の成立を証するため本書を当事者数作成し、甲、乙、連帯保証人が各1通を保有します。

### 契約条項

1条 (リース契約) 1. 甲は、この契約の定めるところにより、別表記載の売主 (以下「売主」という。) から、別表①記載のリース自動車 (以下「自動車」という。) を買い受けて乙にリース (貸渡) し、乙これを借り受けます。2. 甲及び乙は、この契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、自動車の保管場所の確保等に関する法律の諸法令を遵守します。3. 甲及び乙は、甲を自動車検査証上の所有者、を自動車検査証上の使用者として自動車を登録することに合意します。この契約は、この契約に定める場合を除き、第4条のリース期間の途での解除又は解約ができないものとします。

2条 (自動車の引渡し) 1. 甲は、自ら又は甲の指定する者を介して自動車を引き渡すものとし、乙は、車が搬入されたときから、引渡るときまで善良な管理者の注意をもって乙の負担で売主のために車を保管し、自車に瑕疵がないことを確認のうえ、リース自動車検査完了証を甲に交付し、甲が甲に対してこのリース自動車検査完了証を交付したときをもって、甲から乙への自動車の引渡しが完了したものとします。3. 天災、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令・処分、トライキその他の争議行為、輸送機関の事故、登録の遅延、売主の引しの遅延、その他甲の責に帰し得ない事由による自動車の引渡遅延又は引渡不能の場合、甲は責を負わないものとします。4. 乙が正当な理由で自動車の引渡しを拒み又は乙の責に帰すべき事由により甲が自動車を引き渡すことができない場合、甲は、何らの催告なしに通知のみで、この契約を解除することができます。この場合、第22条第2項又は第3項準用します。またこの場合、甲が売主から損害賠償請求を受けたとき、乙は、乙の責任と負担で売主との間で解決します。

3条 (自動車の使用・保管) 1. 乙は、前条による自動車の搬入を受けたときから、善良な管理者の注意をもって、自動車の登録の際に申請した使用の本拠の位置及び保管場所にて自動車を使用・保管するものと、使用・保管に際しては、法令の定め、官公庁の規則並びに自動車製会社の定める取扱説明書及びメンテナンスノート (整備手帳) の指示を遵守するものとします。2. 乙は、自動車が常時正常な使用状態及び充満な機能状態を保つよう、保守、点検、整備を行うものとし、自動車が傷を受けたときは、その原因のいかんを問わず修繕、修復を行い、その費用については、すべて乙の負担 (リース料に含まれるものを除く。) とします。3. 乙は、自動車に関し道路交通法に定める違法駐車をしたこと、自ら違法駐車に係る反則金を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動、保管などの諸費用を負担するものとします。甲が警察等から自動車の放置駐車違反の連絡を受け、その旨を乙に通知した場合は同様とします。4. 乙は、自動車を警察の職権で移動された場合には、甲又は甲の委託を受けた者が自動車を取り戻す場合があることを異議なく承諾します。5. 乙が自動車を違法駐車した場合、甲又は甲の委託により自動車を保管又は移動した者が道路交通法第51条の4第4項の放逐反金納付命令を受け、放逐反金を納付した場合等又は自動車の引取りに要した費用等を負担した場合には、乙は甲に対して放逐反金相額及び甲が負担した費用について賠償する責任を負うものとします。この場合、乙は、甲に対し、直ちにこれらの金額を支払うものとします。

4条 (リース期間) 1. リース期間は別表③記載のとおりとします。2. 項のリース期間の開始日は自動車の登録日とします。ただし、リースの場合及び登録をしない自動車の場合等においてはこの限りではありません。3. 前2項にかかわらず、自動車検査証の有効期間がリース期間満了前に終了し、かつ、その終了日がリース期間満了日から遡って1月以内であるときは、自動車検査証の有効期間の終了日をもってリース期間は終了するものとします。

5条 (リース料及び支払方法) 1. リース料は、別表④記載のとおりとし、リース料に含まれる費用は別表⑥に○印の付された項目 (以下「リース料に含まれる費用」という。) とします。2. 乙は、別表④記載の消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) 相当額をリース料に付加して甲に支払うものとします。3. リース料の支払方法及び支払日は、それぞれ別表④記載のとおりとします。4. 乙は、リース期間中、理由のいかんを問わず、自動車を使用しない期間があっても、甲に対するリース料及び消費税等の支払を免れないものとします。5. 前条第3項の事由により、リース期間が別表③記載の期間より短くなった場合でも、乙は別表③記載の期間をリース料支払期間として、その期間中リース料を支払います。

6条 (前払リース料) 1. 乙は、この契約に基づく乙の債務履行を担保するため、甲に対して別表⑤記載のとおり前払リース料を支払います。2. 前払リース料は、最終月から遡って別表⑥記載の月数分のリース料及びその消費税等の額に、その支払日が到来する都度、充当されるものとし、前払リース料には利息を付さないものとします。3. 乙が第21条各号の一つにでも該当したときは、甲は、前項の規定にかかわらず、かつ、事前の意思表示を要しないで、前払リース料をもって乙に対するすべての債権の全部又は一部に充当することができます。

7条 (自動車の登録等) 1. 乙は、甲が国土交通省等から自動車の登録情報の提供を受け、自動車の管理その他の目的で利用・活用することについて、異議がないことをあらかじめ承諾します。2. 甲において、商号変更、住所変更、又は合併・会社分割・事業譲渡等に基づく自動車の所有権移転等が生じ、道路運送車両法に基づく変更登録・移転登録を行う必要が生じた場合には、甲がこの変更登録・移転登録を行うことを乙はあらかじめ承諾すると共に、乙を代理して自動車検査証の記載事項の変更手続を行うことをあらかじめ承諾します。また、これらの手続に関連して乙にて対応する事項がある場合には、これに協力するものとします。

8条 (禁止行為等) 1. 乙は、この契約に基づき甲に対して負担する債務と、甲又はその承継人に対して有する債権とを相殺できないものとします。2. 乙は、自動車を第三者に譲渡したり、又は担保に差し入れるなど、甲の所有権を侵害するような行為をしないものとします。3. 乙は、甲の事前の書面による承諾を得なければ、次の行為をできないものとします。①自動車の改造、加工、塗装替え、自動車に特別仕様部品、機器類を装着する等、自動車の原状を変更すること。②自動車検査証の記載事項を変更し、もしくは自動車の用途、使用の本拠の位置、保管場所などを変更すること。③自動車を第三者に転貸すること。④自動車の所有権を移転すること。⑤この契約に基づく乙の権利又は地位を第三者に譲渡すること。4. 乙は、日本国内でのみ自動車を使用するものとし、日本国外に自動車を持ち出すことはできないものとします。5. 所有者が、書面により乙の所有権を認めた場合を除き、自動車を装着又は貼付した他の物品の所有権は、すべて無償で所有者に帰属するものとします。6. 第三者が自動車について権利を主張し、保全処分又は強制執行等により甲の所有権を侵害するおそれがあるときは、乙は、この契約書、自動車検査証等を提示し、自動車が甲の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めると共に、直ちにその事情を甲に通知し、甲の指示に従います。7. 甲が、この契約に定める甲の権利を保全するため必要な措置をとったときは、乙は甲の支払ったすべての費用 (口座振替再振替料、催告費用、自動車引取費用、訴訟及び保全費用及びその弁護士費用並びに処分可能となるまでの保管費用等) を負担するものとします。

9条 (自動車の点検等) 1. 甲又は甲の指定する者から自動車の使用、

保管状況を点検・検査するため、保管場所への立ち入り又は説明、資料の提供等の申入れがあったときは、乙は異議なくこれに応じます。2. 甲から自動車に甲の所有権を有する旨の表示、標識等を設置するよう申入れがあったときは、乙は異議なくこれに応じます。

第10条 (通知、報告事項) 1. 乙は、次の各号の事由が発生したときは、直ちに書面によりこれを甲に通知するものとします。①自動車の使用・保管に起因する人的又は物的損害が起きたとき。②詐欺、盗難その他の事由により、自動車の占有を失ったとき。2. 乙及び連帯保証人は、乙又は連帯保証人について次の各号の一つにでも該当するときは、その旨を直ちに書面により甲に通知するものとします。①住所、代表者、氏名、名称、商号、組織、種類の変更、又は経営に重要な変更があったとき。②第21条第1項第2号から第9号までの事実が発生し、又はそのおそれがあるとき。3. 乙は、甲の要求により定期的に、又はその都度、毎決算期の計算書類等、その他、甲の指定する事業の状況に関する資料及び自動車の使用・保管の状況などに関する資料を、甲に提出し説明します。

第11条 (自動車保険) 1. この契約に関する自動車保険の取扱いについては次の各号のとおりとします。①甲又は乙は、乙が負担すべき第17条及び第18条の損害を補填するため、リース期間を充足する保険契約を締結し、リース期間中これを継続するものとします。②前号で締結する自動車保険のうち、車両保険については、甲又は乙を被保険者とするものとします。③甲は、リース料に自動車保険料が含まれている場合は、別表③記載の保険契約を締結し、リース期間中これを継続するものとします。④乙は、リース料に自動車保険料が含まれていない場合は、自らの責任において保険契約を締結するものとし、当該保険契約の締結について甲は何ら責任を負わないものとします。また、乙は甲の求めがあった場合は保険証券の写しを直ちに甲に提出するものとします。⑤第3号及び第4号の保険契約により補填されない損害については、第17条の定めに基づき一切を乙が負担するものとします。⑥第3号及び第4号の保険契約に免責額が定められている場合は、その免責額についての負担は、乙が負うものとします。⑦リース料に自動車保険料が含まれている場合において、甲が乙の申し出を受け、保険会社の変更、又は自動車保険の契約内容の変更手続を行った場合、それに伴い、リース契約締結時点での自動車保険料と変更後の自動車保険料との間に差額が生じた場合は、甲は、その差額分相当額を乙に請求できるものとします。乙は甲から請求があり次第その差額分相当額を支払うものとします。2. 保険契約自体に関する取り決めは、保険会社の取扱い規定に従うものとします。

第12条 (自動車の瑕疵) 1. 自動車の規格、仕様、品質、性能等に隠れた瑕疵があった場合、並びに自動車の選択、決定に際して乙に錯誤があった場合においても、甲は一切の責を負わないものとします。2. 自動車の瑕疵が発見されたときは、乙は売主に対して修理、整備等の履行を直接請求し、売主との間で解決するものとします。3. 乙は、前項に基づいて、売主に対して修理、整備等の履行を請求する場合においても、リース料その他この契約に基づく債務の減免、又は弁済の猶予を受けることはできないものとします。

第13条 (メンテナンスサービス) 1. 乙は、本契約の規定に従って、リース期間中別表⑦記載のメンテナンスサービス項目に○印の付された項目について、甲又はその管理代行会社の指定する整備工場(以下「担当工場」という)で、メンテナンスサービスを受けるものとします。2. 乙がメンテナンスサービスを受ける場合は、乙は、事前に担当工場に連絡してその指示に従います。なお、その場合の使用部品は甲又は担当工場所定の部品とします。3. 緊急の場合などでやむを得ず担当工場以外の整備工場等で整備又は修理を受ける場合には、乙は、甲の事前の了解を得たうえで、その指示に従うものとします。4. 前項の規定に反してなされた整備及び修理又はそれらに起因する自動車の故障、不具合、事故について、甲は、一切責任を負いません。5. 乙は、メンテナンスサービスの受け手である場合でも、リース料の支払い、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできず、甲に対してメンテナンスサービスの償還を請求することはできないものとします。6. 乙は、担当工場が自動車の継続車検等の手続を代行するときに、放置違反金滞納の有無を確認するために、社団法人日本自動車整備振興会連合会のホームページを利用したインターネット照会を行う事にあらかじめ同意します。また、インターネット照会の結果、担当工場が都道府県警察に対してのファックスによる照会を要する場合は、乙は所定の同意書に自署又は押印するものとします。7. 放置違反金の滞納等に起因して自動車の継続車検が遅延又は不能となっても甲は一切の責任を負いません。なお、放置違反金の滞納等に起因して「保安基準適合証」の有効期限が切れた場合、「保安基準適合証」の再取得にかかわる一切の費用は乙が負担するものとします。8. 別表⑦記載のスケジュール点検並びに定期6ヶ月点検とは、甲のメンテナンスサービス基準に基づく点検で、原則として別表⑦記載のスケジュール点検整備又は継続車検点検整備の該当月と重複する場合には後者を優先するものとします。9. 乙は、メンテナンスサービス項目の油類類の補充・交換、エンジンオイルの交換に○印が付されている場合、その補充・交換はメンテナンスサービス項目記載の交換基準に基づき、メンテナンスサービス項目にその交換基準が記載されていないときは、自動車製造会社の補充・交換基準に基づき受け付けることができます。10. 乙は、メンテナンスサービス項目の消耗部品の交換に○印が付されている場合は、その交換を自動車製造会社の交換基準に基づき受け付けることができます。ただし、自動車製造会社の交換基準の定めがない場合は、甲が必要と認められる場合に限りその交換を受け付けることができます。11. 乙は、メンテナンスサービス項目のバッテリー交換に○印が付されている場合は、その交換を必要とするときに受け付けることができます。なお、交換条件が併記されている場合は、その範囲内とします。12. 乙は、メンテナンスサービス項目の夏タイヤ交換・冬タイヤ交換に○印が付されている場合は、その交換を法定基準に基づき受け付けることができます。なお、交換条件が併記されている場合は、その範囲内とします。13. フォークリフト等自走式車両の場合は、スケジュール点検を労働安全衛生規則第151条の22に基づき定期自主検査と、法定定期点検整備及び継続車検を労働安全衛生規則第151条の21に基づく特定自主検査と読み替えるものとします。ただし、フォークリフト等自走式車両を陸運支局に登録しているときは、継続車検の読み替えは行わないものとします。14. 次の各号の場合に発生する整備・修理費等一切の費用は、本契約のメンテナンスサービスの対象とはならず、乙の負担とします。ア. 乙の故意、過失、通常の業務の範囲を超えた使用もしくは契約時に通常予想される範囲を超えた使用に起因する、又は起因すると推定される整備・修理等。なお、乙が定めら

れたメンテナンスサービスの全部又は一部を受けなかったことにより自動車の不具合が生じた場合の修理費用を含むものとします。イ. この契約に規定する車両管理に関する乙の義務に違反したこと起因する整備・修理等。ウ. 天災地変、その他の不可抗力に起因する整備・修理等。エ. 経時変化により発生する不具合(塗装、メッキの自然褪色等)の整備・修理等。オ. 薬品、煤煙、塩分等、異物の付着に起因する損傷・不具合の修理等の費用。カ. 法令の制定・改廃及びこれらに基づく官公庁等の指示又は指導等に起因する整備・修理、改造、部品の取付け等。キ. 事故に起因する修理又は腐食等自然損耗による整備・修理等。ク. 車の機能に影響のない感性的現象(音、振動、オイルの滲み等)についての整備・修理等。ケ. 乙の不意によって発生した不具合(タイヤのバースト、キーロック、燃料切れ等)の整備・修理等。コ. 幌・木枠荷台・保冷・冷凍機等の架装品の保守・整備・修理及び取付け・取外し等。サ. 各種通信機器、映像機器の整備・修理等。シ. 用品類の取付け・取外し及び整備・修理等。ス. ガラスの破損等の修理等。セ. 自動車製造会社の自動車部品等の製造・保有の切り替えにより、メンテナンスサービスの実施が困難な場合の整備・修理等。ソ. 自動車を使用できないことにより生じる費用・損失等(休業補償、商業損失、宿泊費、交通費)。タ. 文字書き・図形等のペインティング・張替等。チ. 各種添加剤の注入、補充及び各種用品の購入。ツ. 夏タイヤ、冬タイヤ及びホイールの保管。テ. 日常点検整備。ト. 乙の都合による遠隔地工場へのレッカー移動・回送並びに遠隔地からの自動車の引取り・回送。チ. 別表⑦記載のメンテナンスサービス項目以外の項目について行った整備・修理等。15. 別表⑦記載のメンテナンス特約が本条の他の規定と異なる場合には、この特約が本条の他の規定に優先して適用されず。

第14条 (契約月間走行距離) 1. 甲及び乙は、リース料に含まれるメンテナンスサービスに要する費用相当額が別表⑧記載の契約月間走行距離(フォークリフトの場合は月間稼働時間)を基準に計算されていることを確認します。2. この契約がリース期間の満了又は解除により終了したとき、自動車の実走行距離の月間平均が、前項の契約月間走行距離を超過したときは、甲は乙に対しメンテナンスサービスの追加費用を請求でき、乙は、甲の請求に従い甲に支払います。3. 実走行距離の月間平均が、第1項の契約月間走行距離に達しない場合でも、リース料は変更されません。

第15条 (代車) 1. メンテナンスサービス項目のうち「代車の利用」に○印が付されている場合は、次の各号の場合を除き、乙は甲又は担当工場の選定する代車を利用することができます。但し、メンテナンスサービス項目の「代車の利用」欄に「48時間超」と併記されている場合は、メンテナンスサービスの実施に際して自動車の整備及び修理に要する時間が48時間超になるときに48時間経過後から、メンテナンスサービス項目の「代車の利用」欄に「24時間超」と併記されている場合は、メンテナンスサービスの実施に際して自動車の整備及び修理に要する時間が24時間超になるときに24時間経過後から、乙は甲又は担当工場の選定する代車を利用することができます。①走行上支障のない個所の修理に要する部品の入庫までの時間。②通常短期間に完了する整備の場合。③代車の手配が困難な場合。④自動車製造会社の保証書に基づく修理及びリコールによる修理期間。⑤乙の休業日。⑥事故による修理の場合(ただし、事故修理代車特約が付されている場合は、全損事故のとき及び事故の相手方から代車が提供される場合を除き、30日を限度として、自動車の事故修理に要する期間中、代車を利用できます。)

⑦盗難の場合。2. 前項で利用できる代車の車種、積載量及び付保されている保険契約は、本契約第1条の自動車及び第11条の保険契約と異なることを乙は了解のうえ、代車を利用するものとします。3. 乙は、代車を第3条の規定に従って、自動車と同様に使用・保管するものとします。第16条 (事故処理) 1. 自動車にかかる事故が発生したとき、乙は、次の各号に従うものとします。①関係法令及び保険約款に基づいて直ちに最寄りの警察署へ届け出ると共に事故現場における安全措置並びに被害者の救護措置をとること。②発生日時、場所、内容、相手方の氏名、住所等を甲及び保険会社に通知すること。③事故についての証拠の保全をすること。④被害者に対して社会的及び道義的責任を果たすこと。⑤保険会社の処理が円滑に行われるよう積極的に協力すること。⑥保険金受取に必要な一切の書類を滞りなく甲又は保険会社に発行すること。⑦事故に関して第三者との間で甲又は保険会社に対し、不利益となる協定をしないこと。2. 前項の事項に関し、保険金を超過する損害又は自動車保険約款の免責事項に該当する損害については、すべて乙の負担とします。

第17条 (損害賠償) 次の各号に定める損害が生じたときは、乙は、これを引き受けて賠償するものとし、甲がこれを賠償したときは、乙は、甲の請求があり次第、直ちにその賠償額及び問題解決に要した費用(弁護士費用を含む。)を甲に支払うものとします。①乙による自動車の使用・保管に起因して人的又は物的損害(盗難)にあって自動車により引き起こされた事故による人的又は物的損害を含む。)が発生した場合。②乙がこの契約に違反したため、甲に損害(甲が第三者から損害賠償請求を受けた場合の当該第三者の損害を含む。)が発生した場合。

第18条 (自動車の滅失・毀損) 1. 自動車の引渡し完了からその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた自動車の滅失、毀損その他一切の危険はすべて乙の負担とし、自動車が修復不能となったときは、乙は直ちに書面にて甲に通知するものとします。2. 前項の通知によりこの契約は終了するものとし、乙は直ちに別表⑧記載の損害賠償金を甲に支払います。3. 保険事故において甲に保険金が支払われたときは、甲及び乙は次の各号の定めに従います。①自動車が修復可能な場合には、甲は、乙がこの契約の規定に従って自動車を修復した場合に限って、保険金額を限度として乙が負担した修復費用を乙に支払います。②自動車が滅失し、又は毀損して修復不能の場合でかつ乙が本条第2項の損害賠償金の支払いを全額履行した場合に限り、甲に支払われた保険金額を限度として、甲は、乙に対し、甲が受領した損害賠償金を返還します。

第19条 (権利の移転等) 1. 甲は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、又は譲渡することができます。2. 甲は、自動車の所有権をこの契約に基づく甲の地位と共に第三者に担保に入れ、又は譲渡することができるものと、乙は、これについてあらかじめ承諾します。3. 甲はこの契約による権利を守り、回復するためまた第三者から異議苦情の申立てを受けたため、やむを得ず必要な措置をとったときは、自動車の移送費用、弁護士費用等を乙に請求できるものとし、乙は甲の請求があり次第直ちにこれを支払います。

第20条 (費用負担等) 1. 乙は、この契約の締結に関する費用及びこの

契約に基づく乙の債務履行に関する一切の費用を負担します。2. 甲は、別表⑥記載のリース料に含まれる費用を納付又は支払うものとし、リース期間中にこれら費用が増額された場合には、乙は、その増額分を甲の請求に従い甲に支払います。3. 甲は、別表⑥記載の保険契約の保険料額を支払うものとし、リース期間中に保険料額が増額された場合には、乙は、その増額分を甲の請求に従い甲に支払います。4. 乙は、この契約の成立日、消費税率に基づいて計算した消費税等に相当する金額を負担するものとし、消費税率が増額された場合には、その増額分を甲の請求に従い甲に支払います。5. 前項の規定は、前払リース料に対する消費税等についても同様とします。6. 乙は、別表⑥記載のリース料に含まれる費用及び別表⑥記載の保険契約の保険料以外に、自動車の取得、所有、保管、使用及びこの契約に基づく取引に課され、又は課されることのある諸税及び諸費用を名義人のいかににかかわらず負担します。7. 甲が前項の諸税及び諸費用を納めることになったときは、その納付の前後を問わず、乙は、これを甲の請求に従い甲に支払います。

**第21条 (期限の利益喪失)** 乙について、次の各号の一つにでも該当する事由が生じた場合には、乙は、甲からの何らの通知、催告なしに、この契約に基づく期限の利益を失うものとし、直ちに甲に対し残リース料及びその消費税等を支払い、自動車を返還します。①リース料又は消費税等の支払いを1回でも怠ったとき。②支払いを停止したとき、又は手形、小切手を不渡りにしたとき。③仮差押、仮処分、強制執行、競売などの申立てを受けたとき。④特別清算、破産、民事再生、会社更生手続などの申立てを受けたとき、又はこれらの申立てをし、あるいは、負債整理のため特定調停の申立てもしくは私的整理(任意整理)に入ったとき。⑤公き租公課を滞納し、もしくは滞納処分を受け、又は滞納処分を受けるべき事由が生じたとき。⑥営業の廃止、解散の決議をし、又は官公庁から営業停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき。⑦後見開始もしくは保佐開始の審判を受けたとき、又は逃亡、失踪もしくは刑事上の訴追を受けたとき。⑧死亡したとき。⑨経営が相当悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。⑩自動車について必要な保存行為をしないとき。⑪この契約に基づく債務が否にかかわらず、乙が甲に対する債務の履行を遅延したとき。⑫乙が甲以外の債権者に対して債務の履行を遅延したとき。⑬この契約の条項又は甲との間のその他の契約条項の一つにでも違反したとき。⑭連帯保証人が前各号の一つにでも該当した場合において、甲が相当と認める保証人を追加提供しなかったとき。⑮乙又は連帯保証人が、第31条第1項に定める暴力団員等もしくは第31条第1項各号のいずれかにか該当し、もしくは第31条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第31条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、甲との取引を継続することが不適切である場合。

**第22条 (契約の解除)** 1. 甲は、乙が前条各号の一つにでも該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに通知のみで、この契約を解除することができます。2. 第1項により、この契約がリース期間開始前に解除されたときは、乙は、甲が被った損害を賠償するものとします。3. 第1項により、この契約がリース期間開始後に解除されたときは、乙は、甲に対して、第23条に定める規定損害金(以下「規定損害金」という。)を直ちに現金で一括して支払います。また、自動車が永久抹消登録(解体)となる場合は、自動車リサイクル法に基づく自動車リサイクル料相当額を併せて支払うものとします。4. 前条第1項第15号に該当したことにより、第21条第1項、又は第1項ないし第3項の規定が適用され、乙又は連帯保証人に損害が生じた場合にも、乙及び連帯保証人は甲に何らの請求をしません。また、甲に損害が生じたときは、乙及び連帯保証人がその責任を負います。

**第23条 (規定損害金)** この契約が解除された日(以下「契約解除日」という。)現在の規定損害金は、別表⑥記載の基本額から別表⑦記載の通減合計額を差し引いた金額とします。なお、未払リース料(支払期日を過ぎているにもかかわらず支払いがなされていないリース料)がある場合は、規定損害金とは別に、未払リース料とその消費税等を支払うものとし、乙は、これを甲の請求に従い甲に支払います。

**第24条 (自動車の返還)** 1. リース期間が満了したとき、第21条により乙が期限の利益を喪失したとき、第22条により契約が解除となったとき及び乙が自動車の使用権原を失ったときは、乙は、自動車の通常損耗と第8条第3項によって甲が承諾したものを除き、自動車を原状に修復したうえで、甲の指定する場所で返還するものとします。2. 返還された自動車が原状と異なるときは、その原状回復に必要な費用(契約期間走行距離の超過及び修復歴による価値減価相当額を含む。これらの価値減価は、財団法人日本自動車査定協会の修復歴評価基準による価値とする。)を乙は直ちに甲に支払うものとします。3. 第1項の返還費用及び自動車を廃棄処分する場合の廃棄に要する費用(自動車リサイクル法に基づくリサイクル預託金相当額を含む)は乙の負担とします。4. 乙が自動車の返還を遅延した場合においては、甲又は甲の指定する者が自動車の所在場所から自動車を引き揚げることができ、乙は、これを妨害したり、拒むことはできません。また、乙が自動車の返還を遅延した場合に、乙は返還完了まで、遅延日数に応じリース料相当額の損害金を甲に支払うほか、この契約諸条項に従うものとします。5. 乙が道路運送法による自動車運送業者であるときは、返還された自動車について、甲が抹消登録を申請することができるように、乙は直ちに道路運送法所定の手続き(事業計画変更もしくは事業廃止の申請等を含む)をするものとし、

**第25条 (自動車の処分に伴う精算)** 1. 第21条により乙が期限の利益

喪失に伴い、甲に対して自動車を返還し、かつ残リース料全額及びその消費税等を支払った場合には、甲は、甲の選択により、自動車を相当の基準により評価するか、又は自動車を処分し、この評価額もしくは処分価額から評価又は処分に要した一切の費用並びに甲が設定した自動車の残存価額を控除した残額を、乙が現実に支払った金額を限度として、乙に対し、返還するものとします。2. 第22条による契約の解除に伴い乙が甲に対して自動車を返還し、かつ規定損害金の全額を支払った場合には、甲は、甲の選択により、自動車を相当の基準により評価するか、又は自動車を処分し、この評価額もしくは処分価額から評価又は処分に要した一切の費用及びこの契約以外の契約に基づき乙が甲に対して負担する金銭債務を控除した残額(以下「評価額等」という。)を、乙が現実に支払った金額を限度として、乙に対し、返還するものとします。

**第26条 (自動車の預り)** 乙が次の各号の一つにでも該当したときは、甲は自動車を一時的に引揚げることもでき、乙は異議なくこれに応じます。①乙が故意又は重大な過失により第1条第2項及び第3条第1項の規定のいずれか一つにでも違反したとき。②乙が第21条各号の一つにでも該当したとき、又はそのおそれがある相当な理由があるとき。

**第27条 (再リース)** 乙がリース期間が満了する2ヶ月前までに甲に対して予告し、甲が認めた場合には、甲と乙は協議して自動車について新たなリース契約を締結できます。

**第28条 (遅延利息)** 乙は、この契約に基づく金銭の支払いを怠ったとき、又は甲が乙のために立替払いした費用の償還を怠ったときには、支払うべき金額に対し支払期日、又は立替払日の翌日からその完済にいたるまで、遅延損害金(別表⑥記載の遅延損害金利率を用い算出する。1年に満たない端数期間については365日の日割計算とする。)を甲に支払うものとします。

**第29条 (連帯保証人)** 1. 連帯保証人は、この契約及びこの契約の規定する新たなリース契約に基づく乙の甲に対する一切の債務を保証し、乙と連帯してその履行の責を負うものとします。2. 連帯保証人がこの契約による債務の一部を弁済し、代位によって甲から権利を取得した場合でも、甲の書面による事前の承諾を得ない限り、代位権を行使できないものとします。3. 連帯保証人は、甲がその都合によって他の保証人、もしくは担保を変更、解除しても免責の主張及び損害賠償の請求をしないものとします。

**第30条 (弁済の充当)** 1. 乙又は連帯保証人の弁済した金額が、この契約から生じた債務の全額を消滅させるに足りないときは、甲が相当と認める順序・方法により充当します。2. 乙又は連帯保証人が、この契約から生じた債務及びこの契約以外の債務を甲に負担している場合に、乙又は連帯保証人の弁済した金額が、甲に対するこれらの債務の全額を消滅させるに足りないときは、甲が相当と認める順序・方法によりいずれの債務にも充当することができます。

**第31条 (確約事項)** 1. 乙は、乙又は連帯保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。①暴力団員等が経営を支配していることと認められる関係を有すること。②暴力団員等が経営に実質的に関与していることと認められる関係を有すること。③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること。④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていることと認められる関係を有すること。⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。2. 乙は、乙又は連帯保証人が、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。①暴力的な要求行為。②法的な責任を超えた不当な要求行為。③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為。⑤その他前各号に準ずる行為。

**第32条 (特約事項)** 特約欄記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用され、この契約と異なる場合はここに記載するか、別に書面で甲乙が合意しなければ効力はないものとします。

**第33条 (合意管轄)** 甲、乙及び連帯保証人は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の本社、支社、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所(事物管轄を含む)及び地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

**第34条 (通知の効力)** 1. 甲において、乙又は連帯保証人に対する通知の必要が生じたときは、書面による変更通知がない限り、この契約書の住所欄、氏名欄に記載に従って通知します。2. 乙又は連帯保証人が前項の書面による通知を怠ったため、甲からなされたこの契約に関する通知が延着又は到着しなかった場合は、その通知が通常到着すべき時に、到達したものとします。3. 乙又は連帯保証人が不在のため、甲からなされたこの契約に関する通知が、郵便局に留置された場合、その留置期間満了時に、乙又は連帯保証人にその通知が到達したものとみなします。

**第35条 (公正証書)** 乙及び連帯保証人は、甲から請求があったときは、この契約に基づいて強制執行認諾条項を付した公正証書を作成するものとし、その費用は、乙の負担とします。

以上

<特約条項>

第2条2項に関する特約条項

乙は、自動車の搬入を受けた後に甲より交付されるリース自動車検収完了証の様式を受領してから1週間以内に、所定事項を確認のうえ当該リース自動車検収完了証を甲に返送しない場合、当該期日の経過をもって、乙による自動車の検収及び甲から乙への自動車の引渡しが完了したものとします。



①リース自動車	車種名	三菱RVR				
	仕様	1,800 G 4WD FCVT				
	型式	DBA-GA4FXTXZ				
	登録番号	リース自動車検収完了証に記載	(契約月間走行距離)	900 km		
	車台番号	リース自動車検収完了証に記載				
	使用の本拠の位置	自動車検査証記載の通り				
	付属品等	エクシードバイザー、トノカバー、ゲートランプ、グラスBODYコート、7.7インチナビゲーション、スタッドレスタイヤ 他				
②売主	東鳥取三菱自動車販売株式会社 鳥取県鳥取市湖山町東5-303-2					
③リース期間	60ヶ月間 (但し、開始日・満了日はリース自動車検収完了証に記載)					
④リース料	リース料及び消費税等(1台当り)	1ヶ月毎	リース料(1台毎)	1ヶ月毎 消費税等(1台毎)	1ヶ月毎 合計(1台毎)	
		第1回	¥54,600.-	¥4,368.-	¥58,968.-	
		第2回以降	¥54,600.-	¥4,368.-	¥58,968.-	
	総額	¥3,276,000.-	¥262,080.-	¥3,538,080.-		
支払日 支払方法	第1回	リース自動車検収完了証交付日の2ヵ月後の4日 乙指定の乙名義の預金口座より口座振替 初回口座振替のみ2ヶ月分				
	第2回以降	1ヵ月毎の4日 乙指定の乙名義の預金口座より口座振替				
⑤前払リース料	前払リース料	消費税等	合計			
	****	****	****			
(最終月から溯って、**ヶ月分のリース料に充当します。)						
⑥リース料に含まれる費用	<input type="checkbox"/> 登録納車費用	<input type="checkbox"/> 自動車重量税 (登録時)	<input type="checkbox"/> メンテナンスサービス費用			
	<input type="checkbox"/> 自動車取得税	<input type="checkbox"/> 自動車重量税 (継続車検時)	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車保険料			
	<input type="checkbox"/> 自動車税 (期間中)	<input type="checkbox"/> 自賠償保険料 (登録時)	メンテナンスサービス費用、自動車保険料の内容については下記の通り			
		<input type="checkbox"/> 自賠償保険料 (継続車検時)				
⑦メンテナンスサービス	<input checked="" type="checkbox"/> スケジュール点検 <input type="checkbox"/> 定期6ヶ月点検 <input type="checkbox"/> 法定点検 <input type="checkbox"/> 継続車検 <input type="checkbox"/> 油脂類の補充・交換 <input type="checkbox"/> エンジンオイル交換 (オイル交換基準距離 4,000km毎) <input type="checkbox"/> 消耗部品の交換 <input type="checkbox"/> バッテリー交換 (必要回数) <input checked="" type="checkbox"/> 夏タイヤ交換 <input checked="" type="checkbox"/> 冬タイヤ交換 <input checked="" type="checkbox"/> ホイール交換 (冬タイヤ初回装着時のみ)		⑧自動車保険 自動車保険は乙が加入する。  (A) リース料総額のうち、車両本体に係る経費(税込) 2,545,728円 (B) (A)の税抜価格 $2,545,728円 \div 1.08 = 2,357,156円$ (C) 対象月額(税抜) $2,357,156円 \div 60回 = 39,285.9円$ (D) 政務活動費充当額 $39,285円 \times 1/2(按分率) = 19,642.5円$ (1) 2019.4~9月(税率8%) $19,642円 \times 1.08 = 21,213円 > 上限2万円$ (2) 2019.10~現在 $19,642円 \times 1.1 = 21,606円 > 上限2万円$  <b>政務活動費充当額 20,000円</b>			
	代車の利用	<input checked="" type="checkbox"/> 車検時 <input checked="" type="checkbox"/> 一般修理時			<input checked="" type="checkbox"/> 点検時 <input checked="" type="checkbox"/> 事故修理時	
	(メンテナンス特約) 夏・冬タイヤの履き替え工賃含む。 以下余白					
⑨損害賠償金	規定損害金相当額 (別途消費税等を請求します。)		⑩遅延損害金利率	14.60%		
⑪規定損害金	基本額: ¥3,727,000.- 遡減合計額: 支払済みのリース料総額+支払期日が既に経過している未払リース料の総額 (別途消費税等を請求します。)		⑫距離精算あり リース満了時の精算基準総走行距離は540百kmとします。			
お客様名	藤縄 喜和 様		担当者名	池原雅人		

A-4 令和2年4月~12月

¥2,250

領収書

令和2年3月4日

藤縄喜和様

¥3,000

但、年会費として(令和2年分)

鳥取県日台親善協会

会長 藤縄喜和



令和2年3月吉日

各 位

鳥取県日台親善協会  
会長 藤縄 喜和

鳥取県日台親善協会会員入会のご案内について

謹啓 益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より、当協会の運営には格別なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では鳥取県と中華民国（台湾）との経済、文化等の全般に亘る交流の実をあげる協会として様々な活動を行っています。

つきましては、当協会の活動の趣旨にご理解とご賛同を賜り、会員のご入会につきまして、特段のご配慮を賜りますようご案内申し上げます。

謹白

記

1. 会 則： 別紙
2. 入会申込書：別紙
3. 事務局(お問合せ先)

鳥取市晩稲 82-1

鳥取県日台親善協会

TEL：0857-54-1171

FAX：0857-54-1573

## 鳥取県日台親善協会会則

(名 称)

第一条 本会は鳥取県日台親善協会という

(目 的)

第二条 本会は日本と中華民国との親善を図り、経済、文化、芸術、スポーツ、教育等の交流並びに提携を促進し、もって東洋の安定的繁栄と世界の平和に寄与することを目的とする

(事務所)

第三条 本会の事務所は鳥取市晩稻 433 に置く

(事 業)

第四条 本会は目的達成のため次の事業を行う

- 1 日華両国の経済、貿易、観光等の提携促進
- 2 日本と中華民国との人的親善交流
- 3 日華両国の教育、文化、芸術、スポーツの交流
- 4 その他本会の目的達成のために必要と認められる事項

(会員及び会費)

第五条 本会の会員は会の趣旨に賛同する者とし、次の会費を納めなければならない

会費は次のとおりとする

- 1 一般会員 三千元
- 2 法人会員 一口 二万円

(役 員)

第六条 本会は次の役員を置きその任期は二年とする

- 1 顧 問 若干名 会長がこれを委嘱する
- 2 参 与 若干名 会長がこれを委嘱する
- 3 会 長 一 名 本会を代表して会務を統轄する
- 4 副会長 若干名 会長を補佐し会長事故あるときは職務を代行する
- 5 理 事 若干名 本会運営上の基本的な重要事項を審議する
- 6 幹事長 一 名 本会の会務の執行を統括する
- 7 監 事 二 名 本会の会務・会計を監査する
- 8 事務局長 一 名 本会の会務の事務執行を統轄する
- 9 事務局次長 若干名 事務局長を補佐する

A-5

## ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号																																
02-05-20	52159	A93180003																																
取扱店	トットリコヤマキタ																																	
払込口座	01370-3	109762																																
払込金額	*4,000	料金 *0																																
<table border="1"><tr><td>口座振替</td><td>0</td><td>1</td><td>3</td><td>7</td><td>0</td><td>3</td><td>109762</td></tr><tr><td>振替先</td><td colspan="7">青少年育成鳥取市民会</td></tr><tr><td>金額</td><td colspan="7">*4,000</td></tr><tr><td>ご依頼人</td><td colspan="7">森 純恵 様</td></tr></table>			口座振替	0	1	3	7	0	3	109762	振替先	青少年育成鳥取市民会							金額	*4,000							ご依頼人	森 純恵 様						
口座振替	0	1	3	7	0	3	109762																											
振替先	青少年育成鳥取市民会																																	
金額	*4,000																																	
ご依頼人	森 純恵 様																																	
振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)																																		
入金額	*5,000																																	
おつり	*1,000																																	
スマホ決済アプリ ゆうちょPay 口座の残高確認も可能です!																																		

印紙税申告納付につき趣町  
税務署承認済

令和2年5月11日

青少年育成鳥取市民会議  
会員の皆様

青少年育成鳥取市民会議  
会長 藤縄 喜和

## 令和2年度会費納入について（お願い）

日ごろから、本会議の活動にご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。  
私たちの住む鳥取市が「飛躍する夢のあるまち」であり続けるためには、次代を担う青少年の健全育成が重要な課題です。本会議もこの課題に向かって様々な事業に取り組んでいるところです。

出費多端の折、誠に恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、令和2年度の会費の納入をお願いいたします。

納入いただいた会費は青少年のための諸活動に有効に活用します。

### 記

(1) 会費 ひと口 2,000円 (ひと口以上何口でも可。少しでも増口していただければ幸いです。)

### (2) 納入方法

① ゆうちょ銀行のATMで振り込む。

同封の払込取扱票を使って、ゆうちょ銀行（郵便局）ATMによる払い込みをしていただきますと払込料金は無料となります。

② 鳥取銀行鳥取市役所支店に振り込む。（申し訳ありませんが、振込手数料がかかる場合はご負担いただきますようお願いいたします。）

口座番号 普通2375802

口座名 せいしやうねんいくせいとっとりしみんかいぎ  
青少年育成鳥取市民会議

③ 事務局へ直接ご持参いただく。

### (3) 納入期間

令和2年6月30日（火）までに納入いただきますようお願い申し上げます。

事務局：鳥取市幸町71番地 鳥取市役所5階  
鳥取市教育委員会生涯学習・スポーツ課  
濱津・後藤

電話 0857(30)8426

FAX 0857(20)3954

電子メール [seishonen@city.tottori.lg.jp](mailto:seishonen@city.tottori.lg.jp)

# 青少年育成鳥取市民会議 規約（案）

## 第1章 総則

（名称）

第1条 この会議は青少年育成鳥取市民会議とする。

（事務所）

第2条 この会議の事務所は鳥取市上魚町3-9番地 鳥取市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課内に置く。 鳥取市幸町71番地

## 第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この会議は青少年問題のもつ重要性にかんがみ、広く市民の総意を結集し、県民会議の施策に呼応して、次代の社会をにやう青少年の健全育成を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 この会議は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) この会議の趣旨の徹底をはかり、全市民の積極的関心を高めるための事業
- (2) 青少年を健全に育成するための事業
- (3) 青少年の非行化を防止するための事業
- (4) 各種の研究連絡調査のための事業
- (5) その他この会議の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 組織及び機関

（組織）

第5条 この会議は次の者をもって構成する。

会員 この会議の目的に賛同し、第4条の事業を推進或いは事業を賛助する個人、法人並びに団体等

2 会員は会費を納入しなければならない。

3 会員は退会しようとするときは、理由を付した退会届を会長に提出しなければならない。

4 この会議の加入及び退会については運営委員会において承認する。

（会費）

第6条 会費は一口2,000円以上とする。

（機関）

第7条 この会議に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会

（総会）

第8条 総会はこの会議の最高の決議機関であつて、会員をもって構成する。

2 総会は年1回以上会長が招集し、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) 規約の改正に関すること。
- (4) 会費の額の決定に関すること。
- (5) 役員を選出に関すること。
- (6) その他総会が必要と認めた事項に関すること。

（運営委員会）

第9条 運営委員会は、この会議の業務を掌理する機関であつて、会長・副会長及び運営委員をもって構成する。

2 運営委員会は必要に応じて会長が招集する。

3 運営委員会は次のことを審議する。

- (1) 事業の運営及び常時活動の推進に関すること。
- (2) 総会に提出する議案の作成に関すること。
- (3) 総会において委任された事項に関すること。
- (4) 入会及び退会の承認に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(表決)

第10条 総会及び運営委員会は第8条第2項第3号の要項を除き出席者の過半数の賛同を得て議決する。可否同数のときは会長の決するところによる。

#### 第4章 役員及び職務

(役員)

第11条 この会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 運営委員 若干名
- (4) 監事 2名

(役員職務)

第12条 会長は、この会議の業務を総理し、この会議を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるとき又は欠けたときは会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 運営委員は第9条に定めるところにより、その職務を行う。

4 監事は会計及び会務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員選任)

第13条 役員は総会において選任する。

(顧問)

第14条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は運営委員会にはかり会長が委嘱する。

3 顧問は会務について意見を述べ、必要により助言することができる。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は運営委員会にはかり、次の総会の承認を求めるものとする。

3 補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。

4 役員はその任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行なう。

(事務局)

第16条 この会議の日常の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の職員は会長が任命する。

3 事務局の職員に関し、必要な事項は細則で定める。

#### 第5章 会計

(会計年度)

第17条 この会議の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(経費)

第18条 この会議に要する経費は会費、寄付金および助成金等をもってあてる。

#### 第6章 規約の改正

(規約改正)

第19条 この規約は総会において出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

#### 第7章 補則

(施行細則)

第20条 この規約の施行について必要な細則は運営委員会が定める。

#### 附 則

- 1 昭和46年7月5日施行
- 2 昭和60年6月26日改正
- 3 平成3年5月20日改正
- 4 平成29年5月17日改正
- 5 令和 2年5月 日改正



A-6 令和2年7月分~令和3年3月分 (9ヶ月分) ￥9,000円

領 収 証 藤 縄 喜 和 様 No. \_\_\_\_\_

★ ￥ 1 2, 0 0 0 ※

但 資料代として

令和 2 年 7 月 21 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

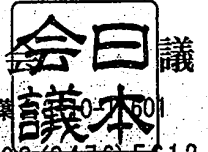
消費税額等(%)

コクヨ ウケ-55

収 入  
印 紙

日 本

〒153-0042 東京都目黒区青葉 0-7-501  
TEL03(3476)5611 FAX03(3476)5612



平成4年9月2日第3種郵便物認可  
令和2年7月1日発行  
(毎月1回1日発行)通巻第392号

# 日本の息吹

月刊  
令和2年  
NIPPON  
NO  
IBUKI

# 7

誇りある国づくりをめざすオピニオン誌

392

日本会議

- 古典を読む楽しみ／小堀桂一郎 ● 尖閣奪取に一步踏み込んだ中国／北村淳
- **特集** 憲法フォーラム「憲法は国民の生活を守れるのか～新型肺炎と中東危機」  
／安倍晋三、櫻井よしこ、田久保忠衛、ケント・ギルバート、伊藤俊幸、  
西修、百地章 ● 皇位継承の伝統(後編)／新田均



A-7

藤縄喜和様

# ENEOS

## 納品書(領収書)

ガソリン税にも消費税が課税されています。

2020年07月10日 14:39

売上  
エネオス キャッシュ 様 M

XXXXXXXXXXXX  
[Redacted]

車両番号 実車番

0026-00 P-10  
レギュラー \*  
46.01L

129円 ¥5,935  
合計 ¥5,935  
(消費税10%対象 ¥5,935  
内消費税等 ¥540)

株式会社 トリセキ 智頭街道SS  
鳥取県 鳥取市片原3丁目101  
TEL:0857-23-1101 SS-820030  
シートNo 3054-02 デ-外No3698-3699  
004村尾 幸利 2020/07/10

A-8

藤縄喜和様

# ENEOS

## 納品書(領収書)

ガソリン税にも消費税が課税されています。

2020年08月12日 12:12

売上  
エネオス キャッシュ 様 M

[Redacted]

車両番号 実車番

0026-00 P-13  
レギュラー \*  
36.00L

129円 ¥4,644  
合計 ¥4,644

(消費税10%対象 ¥4,644  
内消費税等 ¥422)

現金でお買上げの場合は領収書にかえて頂きます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS  
鳥取県 鳥取市片原3丁目101  
TEL:0857-23-1101 SS-820030  
シートNo 0509-02 デ-外No5534-5535  
012谷口 和美 2020/08/12

A-9

藤縄喜和様

# ENEOS

## 納品書(領収書)

ガソリン税にも消費税が課税されています。

2020年10月05日 11:06

売上  
エネオス キャッシュ 様 M

[Redacted]

車両番号 実車番

0026-00 P-10  
レギュラー \*  
40.00L

129円 ¥5,160  
合計 ¥5,160

(消費税10%対象 ¥5,160  
内消費税等 ¥469)

現金でお買上げの場合は領収書にかえて頂きます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS  
鳥取県 鳥取市片原3丁目101  
TEL:0857-23-1101 SS-820030  
シートNo 1634-02 デ-外No5524-5525  
004村尾 幸利 2020/10/05

A-10

藤縄喜和様

# ENEOS

## 納品書(領収書)

ガソリン税にも消費税が課税されています。

2020年12月09日 11:37

売上  
エネオス キャッシュ 様 M

[Redacted]

車両番号 実車番

0026-00 P-04  
レギュラー \*  
50.00L

129円 ¥6,450  
合計 ¥6,450

(消費税10%対象 ¥6,450  
内消費税等 ¥586)

現金でお買上げの場合は領収書にかえて頂きます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS  
鳥取県 鳥取市片原3丁目101  
TEL:0857-23-1101 SS-820030  
シートNo 5322-01 デ-外No1825-1826  
006川元 峰 2020/12/09

A-11

# ENEOS

藤縄喜和様

## 納品書(領収書)

2020年11月19日 11:28

売上  
上 藤縄喜和様 M

6-303113-01117-001

現金フリー

車両番号 実車番

0200-00

ガソリン P04

数量 20.00L \*  
単価 127円 ¥2,540

合計 ¥2,540

(消費税10%対象 ¥2,540)

内消費税等 ¥231)

お預り ¥10,000

お釣り ¥7,460

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

(尚) 尚永 砂丘東SS

鳥取県 鳥取市

福部町細川平山740-6

TEL:0857-74-3331 SS-303113

サイトNo 6071-02

テ-クNo6603-6604

001前田フ 2020/11/19

A-12

藤縄喜和様

# ENEOS

## 納品書(領収書)

ガソリン税にも消費税が課税されています。

2020年12月30日 09:39

売上  
エネオス キャッシュ様 M

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー P-13

30.00L \*  
134円 ¥4,020

合計 ¥4,020

(消費税10%対象 ¥4,020)

内消費税等 ¥365)

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS

鳥取県 鳥取市片原3丁目101

TEL:0857-23-1101 SS-820030

サイトNo 2677-02 テ-クNo4536-4537

006川元 峰 2020/12/30

A-13

藤縄喜和様

# ENEOS

## 納品書(領収書)

2021年02月22日 12:44

売上  
エネオス キャッシュ様 M

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー P-01

41.00L \*  
140円 ¥5,740

合計 ¥5,740

(消費税10%対象 ¥5,740)

内消費税等 ¥522)

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS

鳥取県 鳥取市片原3丁目101

TEL:0857-23-1101 SS-820030

サイトNo 4669-01 テ-クNo7177-7178

010岡村 崇 2021/02/22

A-14

領収書

藤縄 喜和 様

金 10,000円也

但し、令和2年度公益社団法人鳥取県緑化推進委員会  
会費として、上記正に領収しました。

令和2年7月21日

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会

理事長 藤縄 喜和



A-15

領 収 書

No.950

藤縄 喜和 様

(金額)

¥3,000\*\*\*\*\*

『明日への選択』地方議員ネットワーク年会費として

令和2年8月7日 上記正に領収致しました

『明日への選択』地方議員





鳥緑委第64号  
令和2年6月10日

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会  
正会員 藤縄 喜和 様

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会  
理事長 藤縄 喜和



公益社団法人鳥取県緑化推進委員会会費の納入について（依頼）

県議会議員の皆様には、当委員会の正会員として、日ごろから会の運営に格別のご理解とご協力をいただいておりますことを心から感謝申し上げます。

本年度の事業につきましては、2月14日に開催した総会で承認いただいた事業計画に基づいて進めているところであります。

つきましては、令和2年度会費10,000円をお願い申し上げます。

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会  
(鳥取県農林水産部森林・林業振興局内)  
担当：松原(事務局長) 堂園(書記)  
電話：0857-26-7416

『明日への選択』地方議員ネットワーク

## 「継続（更新）のお願い

謹啓

時下益々ご清祥の御事とお慶び申し上げます。平素より『明日への選択』地方議員ネットワークに格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて昨年、『明日への選択』地方議員ネットワークの年会費を賜りましてより早一年が経ちました。一年間、誠にありがとうございました。

つきましては、大変恐縮でございますが、今後も引き続き『明日への選択』地方議員ネットワークの会員としてご支援・ご協力を賜りたく、心よりお願い申し上げます。

当ネットワークと致しましては、日本再生、地域再生の戦いはいよいよこれからが本番であり、国を愛し、国政をも正す志高き地方議員の結集を目指し、なお一層全力を傾けてまいる所存でございます。

誠に勝手ではございますが、ご継続を賜ります場合は、お手数でも同封の郵便振替用紙にて年会費（3000円）をご入金下さいませようお願い申し上げます。ご多用のところ誠に恐れ入りますが、ご支援のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、貴台の益々のご健勝とご活躍を心より祈念申し上げ、お願いとさせていただきます。

敬白

七月六日

『明日への選択』地方議員ネットワーク

藤縄 喜和 様

『明日への選択』地方議員ネットワーク 事務局

《住所》東京都千代田区飯田橋二ノ一ノ二 葛西ビル三〇二  
日本政策研究センター内（〒102-0072）

《電話》03（5211）5231

《FAX》03（5211）5225

A-16

# 領 収 書

一金 3,000 円也

令和2年度青少年育成鳥取県民会議会費として、上記正に  
領収いたしました。

鳥取県議会議員

藤縄 喜和 様

令和2年8月21日

青少年育成鳥取県民会議

会長 八村 輝夫



A-17

<b>領 収 証</b>		No. 28
藤縄喜和 様		
金額	¥ 5,000	
但 令和2年度年会費		
令和2年 9月 21日 上記正に領収いたしました		
内 訳		
税抜金額		
消費税額(%)		
税抜金額		
消費税額(%)		
<b>NPO[とっとり希望化計画21]</b> 理事長 山岡 憲樹 〒680-0947 鳥取市洲山町西2-540 電話 0857-28-8995 FAX 0857-28-8995		
GR1519		



青少年会議第14号  
令和2年7月16日

鳥取県議会議長  
藤縄 喜和 様

青少年育成鳥取県民会議  
会長 八村 輝 夫



令和2年度青少年育成鳥取県民会議会費の納入について（依頼）

青少年育成県民運動の推進につきましては、日頃、御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、次代を担う青少年が明るく心豊かに育つことは、県民すべての願いであります。青少年育成鳥取県民会議は、この願いをこめて昭和41年9月に結成され、以来「伸びよう、伸ばそう青少年」を合い言葉に社会の変化に対応しながら、青少年健全育成運動を推進してきました。

しかしながら、近年の青少年を取り巻く環境は決して良いものとは言い難く、また、若者の規範意識やマナーの低下など、深刻な問題も抱えております。「子どもは社会を写す鏡」であり、当県民会議では青少年育成を大人自身の責任としてとらえ、今後とも一層、県民運動を推進していかなければならないと考えています。

つきましては、県民運動のさらなる推進のため、諸事御繁忙の折りとは存じますが、令和2年度会費について、昨年度と同様、3,000円の納入について御理解と御協力をお願いします。会費納入方法は確認の上、事務局が伺いますのでよろしくをお願いします。

【担当】 青少年育成鳥取県民会議  
事務局長 中島 敏彦  
電 話：0857-26-7078  
ファクシミリ：0857-26-7863  
電子メール：[t-youth7@infosakyu.ne.jp](mailto:t-youth7@infosakyu.ne.jp)  
〒680-8570（住所記載不要）  
鳥取県子育て・人財局子育て王国課内

## 参加交流団参加のご案内

今年2月の交流団訪問の成果を踏まえ、来年1月に予定されているバンコクでのジャパンエクスポ(アジア最大級の日本専)へ、県当局とともに再び交流団を組織し、タイの観光事業との相互提携やインバウンド誘客、県産品の販路開拓や拡大、相互の伝統芸能交流に意欲のある企業・団体関係者や個人を募集します。ただし、コロナ感染の状況によっては変更の可能性があります。

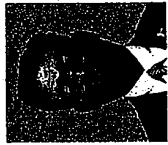
### 募集要項(案)

- ※詳細な募集内容は、後述のセミナーにて案内します。
- 主催/NPOとっとり希望化計画21(理事長 山岡憲樹)
- 会場/バンコク・セントラルワールド(屋内外展示スペース)
- 協力/鳥取県
- 期間/2021年1月の3泊4日程度
- 目的
  - ①ジャパンエクスポでの商談・展示ブースによる鳥取県の観光と物産魅力のPR活動
  - ②タイの観光、物流、飲食業界関係者との商談会、交流会を通じて、販路開拓への人脈・情報紹介
  - ③有力TV局、航空会社等への表敬、チュラロンコン大学の訪問と伝統芸能演技の披露、東南アジアビューローの訪問
  - ④王宮、寺院等の観光体験
- 人数/30名(申込先着順で定員になり次第、締め切ります)
  - 宿泊、交通等、閑空に集合し発着
  - バンコク市内の一流ホテルでの宿泊を予定
- 費用/各人負担(15万円程度)
  - これには県国際交流財団の助成を申請します。ただし公務員は対象外。

### ■事前セミナーの開催

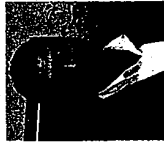
タイでのマーケティング展開には、鳥取県東南アジアビューローの活用が最も有効です。しかし同ビューローの存在、果たしている機能・役割・有効性については、あまり知られていないのが現状です。ビューローではタイをはじめASEANのマーケット情報の収集、事業展開の助言や相談受付、進出にさいしての調査支援や手続代行、進出後の会計・税務法務支援等、幅広い業務を取り扱っています。年内をメドにビューローの辻三朗所長を講師に業務紹介のセミナーを開催しますので、タイの現地事情、事業展開のポイントを皆様知って頂く貴重な機会としてください。コロナの影響で来県できない場合は、オンライン方式にて開催します。

## 【新任役員プロフィール紹介】(順不同)



■理事  
福田 健治氏

(株)鳥取空港ビルサービス 代表取締役社長  
鳥取県子ども会育成連絡協議会 監事  
64歳 鳥取市在住



河上 貴一氏  
エムケイ開発 代表取締役社長  
49歳 伯耆町在住



長谷川 満氏  
(株)満開 代表取締役 伯耆町議会議員  
41歳 伯耆町在住



濱下 哲爾氏  
(株)かねまさ・濱下商店 代表取締役社長  
賀露港観光協会 会長  
50歳 鳥取市在住



■監事  
川内 豊明氏  
川内豊明税理士事務所 所長  
64歳 米子市在住

## ごあいさつ

コロナ禍と残暑厳しい折りですが、会員諸兄にはお元気で過ごしてほしいと思います。

私は今日まで「ウオーキングを通してまちづくりを!」との思いで2001年、「SUN-IN未来ウォーク」を開催し全国から数千人の参加者を誘客した他、全国初のウォーキングカフェ「Cafe ippo」を開設し、2016年WTC鳥取大会を誘致、開催するなど「ウォーキング・リゾートとっとり」として地域ブランド化を進めてきました。

今後もグローバルな視点で健康で活力の溢れる鳥取県を、世界に日本各地に発信していきたいと思っています。

## 理事 岸田 寛昭

NPO法人 代表 理事  
倉吉観光協会 副会長  
鳥取県観光協会 代表理事  
日本ウォーキング協会 理事  
ANN(アジアネットワーク) 日本代表理事



NPO法人

# とっとり希望化計画21

〒680-0947 鳥取市湖山町西2-540

Tel・Fax (0857) 28-8995

E-mail: info@tottorihope21.com

http://www.tottorihope21.com

■入金金/1,000円 ■年会費/1口5,000円

※新加入金のみ

入金金・年会費の振込先

山陰合同銀行 湖山支店  
名 義 とっとり希望化計画21  
口座番号 3642569  
湖山北郵便局  
名 義 とっとり希望化計画21  
口座番号 01350-7-55871

※何口でも可

# 森林環境保全事業

## 令和2年度

※コロナや天候の状況により、日程の変更や延期の可能性がございます。

## 大山森のたいけん広場の案内

日程の変更や延期の可能性がございます。

### 事業の趣旨・目的

例年、おこなってきた次世代の青少年を対象とした森林の大切さを学ぶ活動を一時的に変更し、今年度は森林整備3ヶ年計画の初年度として準備作業に着手します。

敷地内はアカマツが群生しており、長年の雪害等により倒木や枯損木が目立ってきてきたため、危険防止と森林美し整備のため除去することにしました。

そこで今年度は、除伐すべき材を特定してマーキングカラーテープを巻くをし、来年度以降に除伐、搬出するための準備作業を、大人の有志で実施しますので会員諸君ならびにご友人の方々のご参加を奮ってお願い申し上げます。別添の申込書にて記入、FAX(0857-28-8995)山岡までお申し込みください。

※コロナ対応として、事前申し込みされた人以外の参加は出来ません。

### 日程案

令和2年10月24日(土)

午前10時(現地集合)～午後3時(終了予定)

### 当日の活動内容

- 1) 下草刈りで進入路、通路を確保する。
- 2) 隣地との境界をビニロンテープで仕切る。
- 3) 2人1組になり倒木、枯損木を特定し、識別用のカラーテープを巻く。

④ 昼食時に、将来の活用方法をディスカッションする。

※これは環境省が進める国立公園満喫プロジェクトとのリンクを含め検討するとの意味。

### その他

参加費は無料。安全とコロナ対策として、消毒液配置、参加者全員に防塵マスクとヘルメットを貸与します。事前

申込での当日受付チェック等の万全を期しますので、ご安心下さい。

昼食は主催者側で用意します。参加者各自で弁当持参も自由です。

服装、持参するものは実施直前に直接、参加者の皆様に連絡します。

今まで15年の活動では、事故やケガは一切ありませんでした。また、チェーンソー等の機材は使用しません。念のため保険(ご自宅の出発から帰宅されるまでの交通事故故にも対応も含む)に加入します。また現地には医療関係者が待機し万全を期します。

※この事業に関する費用は、県森林環境保全税補助金を申請して実施します。

### 〈問い合わせ先〉

山岡(090-8714-1937)・長谷川(090-9414-7085)

までご連絡ください。



### SDGs(エスディーズ)について

国連が提唱し、加盟193ヶ国が2030年までに達成を掲げた17項目の持続可能な開発目標のこと。当法人では、17項目のうち「陸(森林)の豊かさを守る」との趣旨に賛同し、「大山 森のたいけん広場」が位置する伯耆町と提携し、同町で1年間に生まれる約70人の新生児のうち、希望する家庭を対象に記念植樹をおこない、子供たちが樹木とともに成長する過程で森林との絆を深め、森林の大切さを学んでもらうプロジェクトに取り組みすることにしました。敷地内の倒木や枯れ木を除去した跡地を活かし、植樹する事業を継続的に進める計画。



大山 森のたいけん広場



森の健康診断

## 「空の駅」事業の紹介



2年半後の令和5年7月に迫った鳥取空港のSPC(特別目的会社)化実現に向けて民間の立場から、空港を県民が利用しやすいイベント等に集まる魅力ある場所にするために、今後様々な提案を進めます。

このため県議会内に設置されている「空の駅」を実現する県議会議員連盟(県議連、会長:藤縄喜和県議会議長、幹事長:鎌谷泰利県議)とも今後、緊密な連携を図ります。

また、下記のような具体的な取り組みを、ポランティアグループである「空の駅オヤジの会」(座長:岸本雄司氏)、同女子会(代表:船越則子さん)とも協働して、賑わい創出と魅力アップに努めていきたいと思っておりますので、皆様のご理解ご協力をお願い致します。

### 〈現在、取り組んでいるテーマ〉

- ① 駐車場の有料化により駐車場の慢性的不足の解消とマイカー利用者へのサービスを向上させる。
  - ② 施設内にある「名探偵コナン」作品に登場する再現コーナー・喫茶アロをインスタ映えする場所として活かし、ファンサービスの向上を図る。
  - ③ 人気の高い、夜の滑走路での星空ナイトツアーを充実し、県内外からの誘客を図る。
  - ④ 東京藝大OBの一流演奏家を招聘し、そのコラボによる県内高校の吹奏楽サークルへのワークショップを進め、本年末頃にはクラリネット・フルート演奏技術の指導と、その成果を披露するミニコンサートを開催する。
  - ⑤ かつて空港ロード沿線に、展望台や飛行機の離発着を間近に見学できる場所を設置したり、ウォーキングロードにふさわしい仕様にするなどの策を県に提案し、県民の憩いの場の提供をする。
  - ⑥ 買断地区との連携でツインポイント構想の具体化として、ビーチスポーツの聖地化を図り、地域の賑わい創出に貢献する。
  - ⑦ 空港内のテナントを充実し、飲食や県産の銘品の買い物、遊び、また空港ピアノを設置する。
- 等々を粘り強く提案、実現に取り組みます。  
会員諸君からのアドバイス、ご提案も歓迎します。

A-18 令和3年1月～3年3月(3ヶ月分)

¥13,750

No. 20210100001437-001

領 収 証

請求月日  
2021/01/31

〒680-0941

(顧客番号 [REDACTED])



株式会社 新日本塗料



鳥取市湖山町北4-812

藤縄喜和

様

本社 〒680-8688 鳥取市富安2丁目1-3-7番地

TEL 0857-21-2887

TEL 0857-28-2795

ご請求額内訳

10月分以前	11月分	12月分	01月分
0	0	0	55,000

当月ご請求額

55,000

領収  
月日

2021年 2月 12日

※金額を訂正した  
もの、社印及び  
係印のないもの  
は、無効としま  
す。  
不許複製

入金 内 訳	現金	1							
	小切手	2							
	振込	3							
	手形	4							
	相殺	5							

下記の通り領収致しました。

領収額

¥55,000

値引額

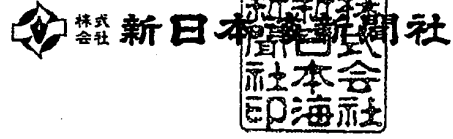
取扱者



No. 20210100001437-001

# 請求書

2021年1月31日  
(2021年1月1日~2021年1月31日)



〒680-0941 (顧客番号 XXXXXXXXXX)

鳥取市湖山町北4-812

藤縄喜和 様

本社 〒680-8688  
鳥取市富安2丁目137番地

TEL: 0857-21-2887

毎度格別のお引立てをいただき厚くお礼申し上げます。  
ご照会の上お支払方よろしくお願い申し上げます。

前月繰越額	当月ご入金額	当月お申込額	当月消費税 (10%)	当月ご請求額	翌月繰越額
0	0	50,000	5,000	55,000	55,000

支払期限
2021/02/28

伝票番号	掲載日	件名 (内容)	スペース	面	単価	金額	消費税
0603-0	1/01	年会費 日本海政経懇話会2021年会費 鳥取県議会議員 藤縄喜和 様		0	0	50,000	5,000

お振込みの節は下記口座にお願い申し上げます。

- 口座名義 ■  
株式会社 新日本海新聞社
- 取引銀行 ■  
山陰合同銀行 鳥取営業部 (当) 1015823  
鳥取銀行 本店営業部 (当) 1780  
鳥取信用金庫 鳥取南支店 (普) 091218

ご請求内訳	当月お申込額	当月お支払額
10% 対象額	50,000円	50,000円
消費税	5,000円	5,000円
合計	55,000円	55,000円

# 2021年 日本海政経懇話会のご案内

## — 時代を読み、新時代を拓く —

日本海政経懇話会は鳥取県内、兵庫県北部、島根県東部の政治・経済・行政・文化など、各界のリーダーで組織する会員制セミナーです。「令和」の時代にふさわしい社会・地域づくり、地域経済の繁栄に向けて各界のリーダーに力を発揮していただきたいと考えます。

コロナ禍により、世界規模で経済・社会活動は停滞し、人々のコミュニケーションのあり方も大きく変わりつつあります。国内の政治課題では少子高齢化や人口減少、雇用問題、景気対策やエネルギー対策、外交・防衛政策などに加え、「ウイズ・コロナ」「アフターコロナ」を見据えた新しい社会の構築が求められます。日本の真の政治力・経済力がより一層問われ、国民一人ひとりが考えていかなければなりません。

日本海政経懇話会では、日本を代表する論客、著名人ら気鋭の講師陣を迎え、鋭い視点で日本、地域が進むべき針路を提言してもらい、「今、何をすべきか」を皆さんと一緒に考えていきます。

### 日本海政経懇話会2021年 会員特典

#### ① 日本海新聞主催イベントへの優待及び割引制度

日本海新聞が2021年に開催するイベントへのご優待、または入場料を会員様限定(同伴1名まで可)で割引致します。ご優待・割引制度に関しましてはその都度ご案内させていただきますが、イベントによりご優待・割引ができない場合もありますので、ご了承ください。

#### ② 日本海新聞旅行部が提供する企画旅行を5%割引

日本海新聞旅行部が企画、販売する旅行代金を会員様限定で5%割引いたします。同伴のご家族の方も対象とさせていただきます。

#### 定例会と特別例会への出席

各界で活躍されている著名な講師を迎え、東・中・西部の各会場で開催する年に6回の定例会、特別例会に出席できます。例会によっては、講師を交えて懇親会、名刺交換会を開催します。

#### 講演収録冊子、各種案内の送付

例会の講演を完全収録した冊子をお届けします。日本海新聞が開催する各種イベント情報や企画旅行などのご案内も合わせてお送りいたします。

また、会員様の企業・団体から会員向けのパンフレットやご案内なども冊子送付に合わせて同封してお配りするDMサービスも行っておりますので、ご利用ください。

#### 会員名簿の送付

会員の氏名、会社住所、電話、ホームページアドレス、Eメールアドレスなどをまとめた会員名簿をお届けします。データベースとしてご利用ください。

会員  
募集

年会費 (1月~12月)

55,000円 (消費税込み)

## 日本海政経懇話会規定

### ■ 第1章 総 則

- 第1条 本会は日本海政経懇話会と称する。
- 第2条 本会は中央との緊密な交流を図り、地域開発を促進する。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1、中央の政治、経済、文化情勢を速やかに知るとともに、山陰の政治、経済、文化情勢を中央に反映させるため、例会を開催するほか、これらの情報、資料を収集する。
  - 2、その他、本会の目的達成に必要な事業。
- 第4条 本会の事務局は鳥取市富安2丁目137、新日本海新聞社内におく。また会の運営を円滑に行うため地区事務局をおくことができる。
- 第5条 本会の例会など一切の企画、運営は新日本海新聞社が行う。

### ■ 第2章 会 員

- 第6条 本会を組織し、維持するために会員をおく。
- 第7条 本会の趣旨に賛同し会員になろうとするものは、所定の申込書をもって本会に申し込むものとする。
- 第8条 会員の権利、義務は、会費を納付した時から発生する。
- 第9条 入会期間は1ヵ年(1月～12月)を単位とし、名義変更は届け出によって何時でもできる。
- 第10条 本会を脱会しようとする時は、脱会届出書を事務局に提出しなければならない。届け出のない会員は自動的に会員の資格を継続する。
- 第11条 会員が本会の運営を妨げるなど名誉を毀損する行為をした場合、事務局はその会員を除名することができる。(会費は返却しない)

### ■ 第3章 会 費

- 第12条 会費は年額55,000円(消費税込)とする。
- 第13条 会費の納入は原則として前納とし、入金後の返金はしない。
- 第14条 会員は原則として会費以外の経費分担をしない。

### ■ 第4章 支 部

- 第15条 本会に支部を組織する。支部は原則として1地区の会員100人以上を単位として組織する。
- 第16条 例会は原則として支部単位に開催する。

### ■ 第5章 役 員

- 第17条 本会の運営を円滑に行うため次の役員と職員をおく。
- 1、代表世話人 1名
  - 2、事務局長 1名
  - 3、地区事務局長 1地区1名
- 第18条 代表世話人は新日本海新聞社主とする。事務局長は代表世話人が任命する。
- 第19条 役員任期は別に定めない。
- 第20条 本会に名誉会長および顧問をおくことができる。

## 日本海政経懇話会事務局

### 東部支部(本社)

新日本海新聞社本社  
地域プロデュース局ビジネス支援課内  
〒680-8688 鳥取市富安2丁目137番地  
TEL.0857-21-2885 FAX.0857-21-2891  
E-mail: seikeikon@ninn.co.jp

但馬支社  
〒669-6701 兵庫県美方郡新温泉町芦屋155-1  
TEL.0796-82-4541 FAX.0796-82-4544  
E-mail: tajima@ninn.co.jp

### 中部支部(中部本社)

新日本海新聞社中部本社  
地域プロデュース局ビジネス支援課内  
〒682-8505 倉吉市上井町1丁目156番地  
TEL.0858-26-8340 FAX.0858-26-8310  
E-mail: k-seikeikon@ninn.co.jp

### 西部支部(西部本社)

新日本海新聞社西部本社  
地域プロデュース局ビジネス支援課内  
〒683-8520 米子市西三柳3060番地  
TEL.0859-34-8813 FAX.0859-34-8817  
E-mail: s-seikeikon@ninn.co.jp

A-19

領 収 書

藤 縄 喜 和

様

No. 24

¥2,000-

(税込)

但し ナイトバスツアー & 星空観察会参加費として  
2020年 11月 21日 上記正に領収いたしました。

〒680-0947

鳥取市湖山町西4丁目110-5

鳥取空港ビル株式会社

TEL : 0857-28-1402

FAX : 0857-28-1415



内 訳

税抜金額	¥
消費税額	¥

印 収  
紙 入

A-20





県議会・「空の駅」化等をすすめる議員連盟  
各位

## 第5回ナイトバスツアー&星空観察会開催の案内

日頃より、私達の取り組みに対し、深いご理解ご支援を頂き感謝申し上げます。真に有難うございます。以下については是非、視察見学頂きたく、ここに案内させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

### 1. 趣旨

私達、「空の駅オヤジの会」では、星★取県を独自のユニークな新しい観光魅力に掲げる鳥取県の施策との協働事業として、鳥取空港の滑走路を星空観察のスポットとして設定し、広く県民に開放することを通じて空港の賑わい化の一環とする目的で、2年前から実証実験を重ねてきました。

今年は、コロナ禍の影響もあり実施を見合わせていましたが今回、ナイトツアーとして鳥取空港ビル(株)の主催事業として取り組むことになりましたので、各位には視察見学を案内する運びとなったものです。

### 2. 具体的取組み

- ① 日時 11月21日(土) 19時~20時半間の4回実施
- ② 会場 空港滑走路 コナンホール
- ③ 主催 鳥取空港ビル(株)、協力 空の駅オヤジの会
- ④ 参加者 SNS等で公募、各回先着20人限定。  
最終回には旅行社も参加。
- ⑤ 内容 別紙チラシを参照。
- ⑥ 申し込み方法 チラシに掲載していますが、鳥取空港ビル(株)のHPにて各自、お申し込み願います。
- ⑦ 受領書 参加費@2,000円の受領書をご希望のかたは、申し込み時にお申し出ください。当日の受付にてお渡しいたします。
- ⑧ 問い合わせ先 オヤジの会 山岡憲樹 XXXXXXXXXX

敬具

鳥取空港空の駅オヤジの会  
座長 岸本雄司

会派・議員連盟関係政務活動費計上額一覧表

議員名: 藤 穂 壽 和

領収書等番号: A-21

会派・議員連盟の名称	政務活動費計上金額	
	計上額	計上方法
会派関係 (自由民主党)	12,433	収支計算書のとおり
鳥取県議会看護問題対策 研究議員連盟	824	"
鳥取県議会条例研究議員連盟	120	"
北朝鮮拉致問題早期解決促進 鳥取県議会議員連盟	6,160	"
政務活動費計上額合計	19,537	

※1) 会派、各議員連盟の政務活動費計上額に係る証拠書類は、会派、各議員連盟の関係書類(収支決算書)を  
 援用します。  
 ※2) 「計上方法」欄は、収支決算書どおりの金額を計上する場合は「収支決算書のとおり」と記載し、旅費調整など  
 一部計上する場合はその内容を記載してください。

A-22

領収証

藤 麗 喜 和

No. 515

(鳥取県議会自転車活用推進議員連盟) 様

金額

¥8,234

但 宿泊費分

令和2年7月31日 上記正に領収いたしました

収入  
印紙

皆生シーサイドホテル海の四季  
〒683-0001鳥取県米子市皆生温泉3-4-3  
TEL 0859-34-2222 FAX 0859-34-2226



藤 麗 喜 和 様

A-23



円形劇場

＜685171キヤリアミュージアム＞

[領収書]

超アニマルワールドin円形劇場  
2021年1月11日まで開催中  
鳥取県倉吉市鍛冶町  
1-2971-2  
TEL:0858-27-1200

2020/10/09 15:30:20  
レジ:0002 担当:0012  
取引No:000220201009152710034

高校大人セット  
¥1,200 1点 ¥1,200

小計 1点 ¥1,200

合計 ¥1,200

(内消費税等 ¥109)

(10%標準対象 ¥1,200)

(内消費税等 ¥109)

現金 ¥2,000

お預り ¥2,000

お釣り ¥800

上記正に領収いたしました

# 請求書

鳥取県議会議員 藤縄 喜和 様

請求金額 99,000 円

請求期間 令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月

請求日	
請求番号	0575766



種類	[配信先]	数量	月額	月数	請求金額
会費 (消費税等 10% を含む)		1	16,500	12	198,000
【会費無料期間(令和 2 年 4 月 ~ 9 月分)】					
会費無料に伴う減額分 (令和 2 年 4 月 ~ 9 月分)					-99,000
合計					99,000

会の会費は、昭和 32 年 3 月 22 日付国税庁長官通知により「支出した事業年度の損金に算入」することができます。の件についてのお問合せは、鳥取支局 までお願い致します。(TEL 0857-22-2800)

B-1

## 払込金受入票 (振込依頼書)

## 振替払込請求書兼受領証 [振込金(兼手数料)受領書]

各票の記載事項に間違いのないことを確かめください。

口座記号 001203	45104
加入者名 一般 内外情勢調査会 社団法人	
金額 千 百 十 万 千 百 十 円 9 9 0 0 0	
振込先 みずほ銀行 内幸町営業部 普通 1589936	
ご依頼人 おところ・おなまえ 〒680-0941 鳥取市湖山町北四丁目 812 鳥取県議会議員 藤縄 喜和	
料金	日 附 印
備考	

この受領証は、大切に保管してください。

口座記号 001203	45104
加入者名 一般 内外情勢調査会 社団法人	
金額 千 百 十 万 千 百 十 円 9 9 0 0 0	
振込先 みずほ銀行 内幸町営業部 普通 1589936	
ご依頼人 おなまえ 〒680-0941 鳥取市湖山町北四丁目 812 鳥取県議会議員 藤縄 喜和	様
料金 (消費税込み)	日 附 印
備考	

鳥取湖山 2.10.26 52159 小野(み)

(ゆうちょ銀行)

2020年9月

内外情勢調査会 会員各位

株式会社時事通信社  
一般社団法人内外情勢調査会

◎2020年度（令和2年度）会費のご請求につきまして

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、時事通信社ならびに内外情勢調査会の事業・活動等につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、当会の活動の柱である「支部懇談会」開催が難しくなっております。こうした状況のため、2020年度（令和2年度）については、4月から9月までの会費を無料にすることといたしました。この期間分の会費を差し引いた請求書を同封いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、「全国懇談会」につきましては、「ライブ配信」をはじめ多様なスタイルを用いて皆様のお役に立つよう活動を継続してまいります。

会員の皆様におかれましては、事情をご賢察いただき、今後とも当会をご愛顧くださいますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息と皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

謹白

※本件についてのお問い合わせは、請求書記載の時事通信社（支社・総局・支局）まで  
お願いいたします。

E-1

各種代金お支払い 取扱明細書兼領収書 (お客様控)

発券日 2020年05月15日 時間 17時35分 お支払い金額  
20687-1 鳥取公園町 6,064円

予約番号 15150245 株式会社富士山マガジンサービス

お客様会員番号

お客様氏名 藤縄 喜和

お客様の注文番号: 15150245

ご注文日: 2020/05/15

手数料64円が含まれています。 Fujisan.co.jp カスタマーサポート

PC: <http://www.fujisan.co.jp/q> Mobile: <http://223223.jp/q>

お支払い後の返金は当店ではお受けできません。お支払い内容に関しては下記へお問合せください。

お問い合わせ先: Fujisan.co.jp カスタマーサポート  
電話: 0570-200-223 受付時間: 10:00-17:00  
東京都渋谷区南平台町16-11  
アライブ南平台ビル8F

収納代行会社  
ウエルネット株式会社

申込No.: 2068771366333092  
この明細書は大切に保管してください。



お見積書



お見積書

見積書NO. [REDACTED]

(株)富士山マガジンサービス  
〒150-0036  
東京都渋谷区南平台町16-11  
アライブ南平台ビル8階  
TEL 0570-200-223  
FAX 03-5459-7073  
<http://www.fujisan.co.jp>

発行日: 2020年 05月 15日

藤縄 喜和 様

以下の通り、お見積り申し上げます。

お見積り金額 6,000円.-

No.	商品番号	商品名	購読期間	数量	金額
1	1281683071	BICYCLE CITY(バイシクル・シティ)	1年	1	6,000円
				小計	6,000円
				送料	0円
				ギフト券利用額	-0円
				合計	6,000円

※上記料金等はお見積書発行当時のものです。実際のご注文までに変更があった場合、ご注文時の料金が適用されます。あらかじめご了承ください。

※バックナンバー等単品の商品に関しては、複数ご注文があった場合、出版社、配送先ごとに送料が加算されますがこちらの見積書は出版社、配送先がそれぞれ同一だった場合の見積内容になりますので、あらかじめご了承ください。

※Fujisan.co.jpでは、一部商品を除くすべての商品が手間入らずな自動継続となっております。自動継続の設定は、お客様のマイページから変更が可能です。

※銀行・コンビニ所定の振り込み手数料は、お客様でご負担願います。クレジットカード払いは、別途手数料がかからずおすすめです。



ローソン・ミニストップ

Loppi用のQRを印刷または携帯に表示してLoppiにて操作をおこなってください。

- お支払い内容	
事業者名	株式会社富士山マガジンサービス
お客様名	藤縄 喜和 様
お支払金額	6,064 円
お支払期限	2020/05/30 23:59:00 ※時刻は24時間表記です
お客様の注文番号:	15150245
ご注文日:	2020/05/15
手数料64円が含まれています	Fujisan.co.jp カスタマーサポート
PC: <a href="http://www.fujisan.co.jp/q">http://www.fujisan.co.jp/q</a>	Mobile: <a href="http://223223.jp/q">http://223223.jp/q</a>

- 印刷する
- 画面を確認
- ローソン店舗検索
- ミニストップ店舗検索

ローソン・ミニストップ  
専用QRコード

Loppi

Loppi

LoppiでQRをかざして、レジでお支払い

- 最初に Loppi端末から「Loppi専用コードをお持ちの方」のボタンを押します。
- 2番目に Loppi端末の二次元バーコード読込口に、QR(Loppiツピ専用)をかざします。
- 3番目に 表示された画面を確認し、次の画面へ。申込券が発券されます。



E-2

### 領 収 証

住 所 \_\_\_\_\_ 2020年4月8日

氏 名 藤 縄 喜 和 様

コード \_\_\_\_\_ 請求書No. \_\_\_\_\_

金 額			万	千	百	十	円
				¥	9	5	0

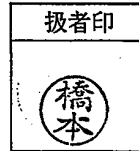
但し 月刊「Hanada」5月号分

No. 135657

上記の通り確かに領収致しました

印  
紙

松江市殿町63番地  
株式会社 今井書店  
代表取締役 島 秀 佳



E-3

### 領 収 証

住 所 県議会事務局 \_\_\_\_\_ 2020年5月8日

氏 名 藤 縄 喜 和 様

コード \_\_\_\_\_ 請求書No. \_\_\_\_\_

金 額			万	千	百	十	円
					9	5	0

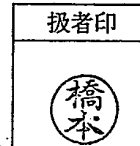
但し 月刊 Hanada 6月号分

No. 138254

上記の通り確かに領収致しました

印  
紙

松江市殿町63番地  
株式会社 今井書店  
代表取締役 島 秀 佳



E-4

## 領 収 書

藤縄 喜和 様

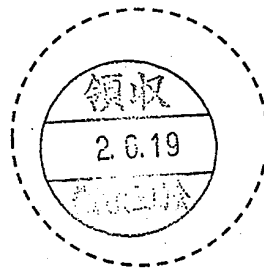
領収金額 1,400 円

品 名	令和2年度 鳥取県教育関係職員録
数 量	1冊
単価(税込)	1,400円
金 額	1,400円

上記のとおり領収しました。

鳥取市東町一丁目271番地  
鳥取県教育委員会事務局内  
一般財団法人鳥取県教育関係職員互助会

領収日付印



E-5

### 領 収 証

住 所 \_\_\_\_\_ 2020 年 6 月 10 日

氏 名 藤 縄 喜 和 様

コード \_\_\_\_\_ 請求書No. \_\_\_\_\_

金 額			万	千	百	十	円
			¥	9	0	0	

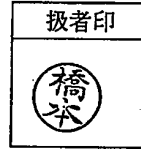
但し 正論 7月分

No. 139334

印  
紙

上記の通り確かに領収致しました

松江市殿町63番地  
株式会社 今井書店  
代表取締役 島 秀 佳



E-6

### 領 収 証

住 所 \_\_\_\_\_ 2020 年 6 月 16 日

氏 名 藤 縄 喜 和 様

コード \_\_\_\_\_ 請求書No. \_\_\_\_\_

金 額			万	千	百	十	円
			¥	6	0	5	

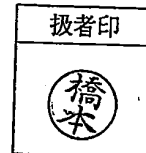
但し 変見自在 朝日 今も腹黒い

No. 139340

印  
紙

上記の通り確かに領収致しました

松江市殿町63番地  
株式会社 今井書店  
代表取締役 島 秀 佳



E-7  
E-8  
E-9

02-04-27	200	*4,000シンブ"ンタ"イ(セテ"イ)	日経
02-04-27	200	*2,260日本海湖山西	日本海
02-04-27	200	*3,300新聞購読料	山陰中央

### 領収書

区域003 全戸0169 お問合せNo

E-10

お名前 藤縄 喜和 様  
湖山町北4-812 Tel.28-2795

2年 4月分

銘柄	部数	金額	◇左記の通り領収しました
1 読売新聞	1	3,400	
2			
3			
合計		3,400円	領収日 2年4月27日

不燃袋

Y C湖山 Tel.0857-28-1436  
鳥取市賀露町西1-3019-1



E-11

02-05-25	200	*2,260日本海湖山西	日本海
----------	-----	--------------	-----

E-12  
E-13

02-05-26	200	*4,000シンブ"ンタ"イ(セテ"イ)	日経
02-05-26	200	*3,300新聞購読料	山陰中央

### 領収書

区域003 全戸0169 お問合せNo

E-14

お名前 藤縄 喜和 様  
湖山町北4-812 Tel.28-2795

2年 5月分

銘柄	部数	金額	◇左記の通り領収しました
1 読売新聞	1	3,400	
2			
3			
合計		3,400円	領収日 2年5月27日

不燃袋

Y C湖山 Tel.0857-28-1436  
鳥取市賀露町西1-3019-1



E-15 02-06-25 200 \*2,260 日本海湖山西 日本海  
 E-16 02-06-26 200 \*4,000 シンブンダイクセツイフ 日経  
 E-17 02-06-26 200 \*3,300 新聞購読料 山陰中央

E-18 **Y.C. 領収書** 区域003 全戸0169 お問合せN [REDACTED]


お名前 藤縄 喜和 様  
 湖山町北4-812 Tel.28-2795

2年 6月分

銘柄	部数	金額	◇左記の通り領収しました
1 読売新聞	1	3,400	
2			
3			
合計		3,400円	領収日 2年 6月 27日

不燃袋

Y.C.湖山 Tel.0857-28-1436  
 鳥取市賀露町西1-3019-1



E-19

02-04-27	農業新聞	*2,623	ウキ"ヨウシンブン"
02-05-25	農業新聞	*2,623	ウキ"ヨウシンブン"
02-06-25	農業新聞	*2,623	ウキ"ヨウシンブン"

02-07-27	農業新聞	*2,623	ウキ"ヨウシンブン"
02-07-29	出資配当金	シツシハイトウキ	*319
02-08-25	農業新聞	*2,623	ウキ"ヨウシンブン"
02-09-25	農業新聞	*2,623	ウキ"ヨウシンブン"
02-10-26	農業新聞	*2,623	ウキ"ヨウシンブン"
02-11-25	農業新聞	*2,623	ウキ"ヨウシンブン"
02-12-25	農業新聞	*2,623	ウキ"ヨウシンブン"
03-01-25	農業新聞	*2,623	ウキ"ヨウシンブン"
03-02-25	農業新聞	*2,623	ウキ"ヨウシンブン"
03-03-25	農業新聞	*2,623	ウキ"ヨウシンブン"

E-20

公明新聞 (12ヶ月分)

新聞購読料 領収証

藤縄 喜和 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2020年4月分 領収日 4月30日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

販売店 村上 浩二  
住所 鳥取市浜坂315-2  
TEL 0857-30-4650 FAX 0857-30-4651  
お申込No. 31014-18549(378)-8



新聞購読料 領収証

藤縄 喜和 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2020年5月分 領収日 6月1日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

販売店 村上 浩二  
住所 鳥取市浜坂315-2  
TEL 0857-30-4650 FAX 0857-30-4651  
お申込No. 31014-18549(378)-7



新聞購読料 領収証

藤縄 喜和 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2020年6月分 領収日 7月/日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

販売店 村上 浩二  
住所 鳥取市浜坂315-2  
TEL 0857-30-4650 FAX 0857-30-4651  
お申込No. 31014-18549(378)-6



新聞購読料 領収証

藤縄 喜和 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2020年7月分 領収日 8月3日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

販売店 村上 浩二  
住所 鳥取市浜坂315-2  
TEL 0857-30-4650 FAX 0857-30-4651  
お申込No. 31014-18549(378)-5



新聞購読料 領収証

藤縄 喜和 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2020年8月分 領収日 8月9日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

販売店 村上 浩二  
住所 鳥取市浜坂315-2  
TEL 0857-30-4650 FAX 0857-30-4651  
お申込No. 31014-18549(378)-4



新聞購読料 領収証

藤縄 喜和 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2020年9月分 領収日 10月6日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

販売店 村上 浩二  
住所 鳥取市浜坂315-2  
TEL 0857-30-4650 FAX 0857-30-4651  
お申込No. 31014-18549(378)-3



新聞購読料 領収証

藤縄 喜和 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2020年10月分 領収日 11月 / 日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

販売店 村上 浩二  
住所 鳥取市浜坂315-2  
TEL 0857-30-4650 FAX 0857-30-4651  
お申込No. 31014-18549(378)-2



新聞購読料 領収証

藤縄 喜和 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2020年11月分 領収日 12月 / 日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

販売店 村上 浩二  
住所 鳥取市浜坂315-2  
TEL 0857-30-4650 FAX 0857-30-4651  
お申込No. 31014-18549(378)-1





新聞購読料 領収証

藤縄 喜和 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2020年12月分 領収日 12月22日

領収金額 ¥1,887 ☆

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

販売店 村上 浩二  
住所 鳥取市浜坂315-2  
TEL 0857-30-4650 FAX 0857-30-4651  
お申込No. 31014-18549(378)



新聞購読料 領収証

藤縄 喜和 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2021年1月分 領収日 1月31日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

販売店 村上 浩二  
住所 鳥取市浜坂315-2  
TEL 0857-30-4650 FAX 0857-30-4651  
お申込No. 31014-18549(378)-11



新聞購読料 領収証

藤縄 喜和 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2021年2月分 領収日 2月28日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

販売店 村上 浩二  
住所 鳥取市浜坂315-2  
TEL 0857-30-4650 FAX 0857-30-4651  
お申込No. 31014-18549(378)-10



新聞購読料 領収証

藤縄 喜和 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2021年3月分 領収日 3月30日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

販売店 村上 浩二  
住所 鳥取市浜坂315-2  
TEL 0857-30-4650 FAX 0857-30-4651  
お申込No. 31014-18549(378)-9



E-21	02-07-27	200	*3,400シニア"ンタ"イ(セテ"イ)	読売
22	02-07-27	200	*4,000シニア"ンタ"イ(セテ"イ)	日経
23	02-07-27	200	*2,260日本海湖山西	日本海
24	02-07-27	200	*3,300新聞購読料	山陰中央
25	02-08-25	200	*2,260日本海湖山西	日本海
26	02-08-26	200	*3,400シニア"ンタ"イ(セテ"イ)	読売
27	02-08-26	200	*4,000シニア"ンタ"イ(セテ"イ)	日経
28	02-08-26	200	*3,300新聞購読料	山陰中央
29	02-09-25	200	*2,260日本海湖山西	日本海
30	02-09-28	200	*3,400シニア"ンタ"イ(セテ"イ)	読売
31	02-09-28	200	*4,000シニア"ンタ"イ(セテ"イ)	日経
32	02-09-28	200	*3,300新聞購読料	山陰中央
33	02-10-26	200	*3,400シニア"ンタ"イ(セテ"イ)	読売
34	02-10-26	200	*4,000シニア"ンタ"イ(セテ"イ)	日経
35	02-10-26	200	*2,260日本海湖山西	日本海
36	02-10-26	200	*3,300新聞購読料	山陰中央
37	02-11-25	200	*2,260日本海湖山西	日本海
38	02-11-26	200	*3,400シニア"ンタ"イ(セテ"イ)	読売
39	02-11-26	200	*4,000シニア"ンタ"イ(セテ"イ)	日経
40	02-11-26	200	*3,300新聞購読料	山陰中央
41	02-12-25	200	*2,260日本海湖山西	日本海
42	02-12-28	200	*3,400シニア"ンタ"イ(セテ"イ)	読売
43	02-12-28	200	*4,000シニア"ンタ"イ(セテ"イ)	日経
44	02-12-28	200	*3,300新聞購読料	山陰中央
45	2003-01-25	200	*2,260日本海湖山西	日本海
46	2103-01-26	200	*3,400シニア"ンタ"イ(SMFS)	読売
47	2203-01-26	200	*4,000シニア"ンタ"イ(SMFS)	日経
48	2303-01-26	200	*3,300新聞購読料	山陰中央
49	1103-02-25	200	*2,260日本海湖山西	日本海
50	1203-02-26	200	*3,400シニア"ンタ"イ(SMFS)	読売
51	1303-02-26	200	*4,000シニア"ンタ"イ(SMFS)	日経
52	1403-02-26	200	*3,300新聞購読料	山陰中央
53	2303-03-25	200	*2,260日本海湖山西	日本海
54	2403-03-26	200	*3,400シニア"ンタ"イ(SMFS)	読売
55	103-03-26	200	*4,000シニア"ンタ"イ(SMFS)	日経
E-56	203-03-26	200	*3,300新聞購読料	山陰中央

E-57

### 領 収 証

住 所 \_\_\_\_\_ 2020年6月29日

氏 名 藤縄 喜和 様

コード \_\_\_\_\_ 請求書No. \_\_\_\_\_

金 額			万	千	百	十	円
			4	1	8	7	0

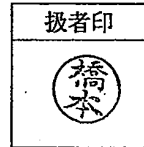
但し Will Hanada 8月号

No. 139397

印  
紙

上記の通り確かに領収致しました

松江市殿町63番地  
株式会社 今井書店  
代表取締役 島 秀 佳



E-58

### 領 収 証

住 所 \_\_\_\_\_ 2020年7月27日

氏 名 藤縄 喜和 様

コード \_\_\_\_\_ 請求書No. \_\_\_\_\_

金 額			万	千	百	十	円
			4	1	8	7	0

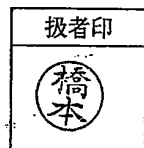
但し マンスリー-WILL 9月号  
月刊 Hanada 9月号

No. 142390

印  
紙

上記の通り確かに領収致しました

松江市殿町63番地  
株式会社 今井書店  
代表取締役 島 秀 佳



E-59

10

領 収 証

藤 縄 喜 和 様

令和 2 年 7 月 28 日

¥ 1,000 .-

但し 令和2年度版 鳥取県職員名簿 代金として

上記の金額正に領収いたしました。



鳥取県東伯耆郡湯郷町はわい長瀬818-1

藤美印刷株式会社鳥取支店

中 篤



TEL (0858)35-4411(代)  
FAX (0858)48-5010



令和2年4月～7月(4ヶ月分)

E-61

¥2,333円

領収書

No.943207

藤縄 喜和 様

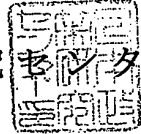
(金額)

¥7,000\*\*\*\*\*

『明日への選択』年間購読料(令和元年8月号～2年7月号)として

令和元年7月22日 上記正に領収致しました

日本政策研究



E-62 令和2年8月～令和3年3月(8ヶ月分) ¥4,666円

領収書

No.953307

藤縄 喜和 様

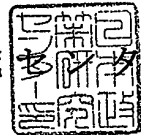
(金額)

¥7,000\*\*\*\*\*

『明日への選択』年間購読料(令和2年8月号～3年7月号)として

令和2年8月7日 上記正に領収致しました

日本政策研究



〒680-0941  
鳥取市湖山町北4丁目812

藤縄 喜和 様

K SN G

## 『明日への選択』年間購読 更新のお願い

謹啓 時下益々ご清祥の御事とお慶び申し上げます。常日頃より月刊『明日への選択』誌をご愛読いただき、誠にありがとうございます。

さて、貴方様にご購読いただいていた『明日への選択』のご契約期間が、令和2年7月をもって満了でございます。一年間、誠にありがとうございました。

つきましては、大変恐縮ではございますが、今後も引き続きこれまで同様、『明日への選択』を定期購読賜りますよう心よりお願い申し上げます。当センターと致しましては、今後ともなお一層誌面の充実に努力いたす所存でございます。何卒ご支援・ご協力のほどお願い申し上げます。

誠に勝手ではございますが、ご継続を賜ります場合は、お手数でも同封の郵便振替用紙にて年間購読料(7,000円)をご入金下さいますようお願い申し上げます。また、もし都合によりご継続いただけない場合は、その旨をハガキもしくはファックスにて下記連絡先までご一報願えればありがたいと存じます。

末筆ながら、藤縄様の一層のご健勝を祈念申し上げ、ご継続のお願いとさせていただきます。

敬白

令和2年7月6日

《お振込み先・お問合せ先》

日本政策研究センター TEL 03-5211-5231 FAX 03-5211-5225

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-1-2 葛西ビル302

郵便振替 00110-5-191364 日本政策研究センター

銀行口座 ゆうちょ銀行 〇一九店 (当)0191364

三菱UFJ銀行 神楽坂支店 (普)0795659 (株)日本政策研究センター

### 「維持会員」募集中！！

維持会員(年会費2万円よりご随意。『明日への選択』年間購読料を含む)には、『明日への選択』『ネットワークニュース』に加え、FAXでも各種情報をお届けいたします(不定期)。今回のご継続の機会に、維持会員のご検討を賜われれば大変ありがたいと存じます。(分割でのご入金も可能です)

# キャッシュサービスご利用明細

いつもご利用いただきましてありがとうございます。

E-63-0

年月日	取扱店	機番	取引銀行	取引店	口座番号	お取引内容					
010614					*****	お振込					
受付通番	万円	千円	千円	500	100	50	10	5	1	お取引金額	印紙税申告納
0654										¥22,896	付につき鳥取
時刻	センター通番	ご利用手数料	おつり			お取引後残高		現金			現金
09:05	004593										

鳥取銀行 鳥取西支店  
 当座 口座番号0000977 振込番号 016  
 カ)サンインセイケイケンキウシヨ 様へ  
 フ)シナワ ヨシカズ 様から

お客様コード No.

令和01年06月05日締切分

PAGE

1

680-0941  
 鳥取県鳥取市湖山町北4-812

藤縄喜和 御中

TEL 0857-28-2795

旬刊政経レポート  
 株式会社 山陰政経研究所

〒680-0911  
 本社 鳥取市千代水 4-18 丸信ビル  
 TEL (0857) 28-4411  
 FAX (0857) 28-4091

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

					今回御請求額
			21,200	1,696	22,896

令和01/06/05	00000017	レポート購読料(12ヵ月分) R1/6~	1部	22,896	課 8.0%	22,896
		令和2年4月・5月分	$\frac{2}{12} = 3.816円$			



# キャッシュサービスご利用明細

いつも [ ] をご利用いただきましてありがとうございます。

年月日	取扱店	機番	取引銀行	取引店	口座番号	お取引内容
020811	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	*****	お振込
受付通番	万円	五千円	二千円	千円	500	100
6422					50	10
					5	1
時刻	センター通番	ご利用手数料	おつり	お取引金額		
09:29	002494			¥23,320		
				お取引後残高		

印紙税申告納  
付につき鳥取  
[ ]

E-63

鳥取銀行  
当座 口座番号0000977  
カ)サンインセイケイケンキウジヨ 様へ  
フシ"ナワ ヨシカス" 様から  
電話番号0857282795

鳥取西支店  
振込番号 016

ただいまのご利用明細は上記のとおりでございます。どうぞお確かめください。また裏面「ご案内」もあわせてご覧ください。

お客様コード No.



令和02年06月05日 締切分

PAGE

1

680-0941

鳥取県鳥取市湖山町北4-812

藤縄喜和 御中

TEL 0857-28-2795

旬刊政経レポート

株式会社 山陰政経研究所



〒680-0911

本社 鳥取市千代水 4-18 丸信ビル

TEL (0857) 28-4411

FAX (0857) 28-4091

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。



前御請求額	前入金額	前入金額	今回御請求額	今回御請求額	今回御請求額
			21,200	2,120	23,320

年月日	商品名	数量	単価	金額	消費税	合計
令和02/06/05	レポート購読料(12ヵ月分) R2/6-	1	部	23,320	課10.0%	23,320
	令和2年6月~3年3月分	10ヵ月分	10/12	19,433円		

E-64

領 収 証

藤縄喜和様 2年8月19日

★ ¥ 2000

但 沢田廉三本代として、  
上記正に領収いたしました

内 訳

税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等

愛郷：澤田廉三刊行会  
代表 片山 竜



コクヨ ウケ-1048

E-65

領 収 証

住所 \_\_\_\_\_ 2020年9月28日

氏名 藤縄喜和様

コード \_\_\_\_\_

請求書No. \_\_\_\_\_

金額			万	千	百	十	円
			¥	1	8	7	0

但し Hanada 11月号、WILL 11月号

No. 144255

上記の通り確かに領収致しました

印  
紙

松江市殿町63番地  
株式会社 今井書店  
代表取締役 島 秀佳



扱者印



E-66

領 収 証

住所 \_\_\_\_\_ 2020年10月6日

氏名 藤縄喜和様

コード \_\_\_\_\_

請求書No. \_\_\_\_\_

金額			万	千	百	十	円
			¥	1	5	8	5

但し 正論 11月号、トランプウツカがよい(文庫本)  
代金

No. 144269

上記の通り確かに領収致しました

印  
紙

松江市殿町63番地  
株式会社 今井書店  
代表取締役 島 秀佳



扱者印



E-67

### 領 収 証

住 所 \_\_\_\_\_ 2020 年 11 月 5 日

氏 名 藤 縄 喜 和 様

コード \_\_\_\_\_ 請求書No. \_\_\_\_\_

金 額			万	千	百	十	円
			¥	8	5	0	

但し サイドレポート 代金  
「中国コロナの真相」

No. 145161

印  
紙

上記の通り確かに領収致しました

松江市殿町63番地  
株式会社 **今井書店**  
代表取締役 島 秀 佳



扱者印  
橋 本

E-68

### 領 収 証

住 所 \_\_\_\_\_ 2020 年 11 月 16 日

氏 名 藤 縄 喜 和 様

コード \_\_\_\_\_ 請求書No. \_\_\_\_\_

金 額			万	千	百	十	円
			¥	3	0	0	0

但し バルトン先生 明治の日本を駆け回った人、付として

No. 145184

印  
紙

上記の通り確かに領収致しました

松江市殿町63番地  
株式会社 **今井書店**  
代表取締役 島 秀 佳



扱者印  
橋 本

E-69

# 領 収 証

住 所 \_\_\_\_\_ 2020 年 11 月 20 日

氏 名 藤 縄 喜 和 様

コード \_\_\_\_\_ 請求書No. \_\_\_\_\_

金 額			万	千	百	十	円
			¥	1	5	4	0

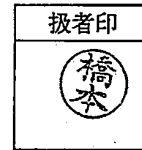
但し「本人は論理的で派手な代り」

No. 145200

印  
紙

上記の通り確かに領収致しました

松江市殿町63番地  
株式会社 今井書店  
代表取締役 島 秀 佳





E-70

注文番号249-0323537-3583043の領収書  
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2020年12月11日  
注文日: 2020年12月8日  
Amazon.co.jp 注文番号: 249-0323537-3583043  
ご請求額: ¥ 2,970

藤縄 喜和 様

2020年12月8日に発送済み

注文商品

1点 東亜全局の動揺—我が国是と日支露の関係満蒙の現状 松岡洋右  
販売: TAKIZAWA本舗 (出品者のプロフィール)

価格  
¥  
2,970

コンディション: 新品

●ご注文から、中一日で最速発送致します。●レア本。●送料無料、新書を布で包み、濡れるのを防ぐようビニールに入れての発送で御座います。どうぞよろしくお願ひいたします。到着後、評価など頂けると幸いです。迅速発送お客様第一TAKIZAWA本舗。

支払い情報

支払い方法:

カード番号の一部: [REDACTED]

商品の小計: ¥ 2,970  
配送料・手数料: ¥ 0  
注文合計: ¥ 2,970  
ご請求額: ¥ 2,970

クレジットカードへの請求

2020年12月8日: ¥ 2,970

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

## 領収書

藤 縄 喜 和 様

但し: HMV&amp;BOOKS online 1号店との取引として

## 利用明細

注文番号: 251035-20210125-07102808

注文日: 2021年01月25日

領収者: 楽天株式会社

お支払い方法: クレジットカード

発送日: 2021年01月26日

〒158-0094 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス

## 商品明細

商品番号	商品名	数量	単価(税込)	税率	小計(税込)
9784904084465	【送料無料】川嶋みどり 看護の羅針盤 366の言葉 / 川嶋みどり【本】	1	2,530	10%	2,530

商品小計(税込) ¥2,530

送料(税込) ¥0

ご請求額 ¥2,530

10%対象(税込) ¥2,530

10%対象消費税 ¥230

## 店舗情報

店舗名: HMV&amp;BOOKS online 1号店

電話番号: 03-6730-0150

店舗住所: 〒141-8609

東京都品川区大崎1-11-2

## 領収書

藤 縄 喜 和 様

但し: ウエストルーツ楽天市場店との取引として

## 利用明細

注文番号: 395058-20210125-00001846

注文日: 2021年01月25日

領収者: 楽天株式会社

お支払い方法: クレジットカード

発送日: 2021年01月25日

〒158-0094 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス

## 商品明細

商品番号	商品名	数量	単価(税込)	税率	小計(税込)
15509	反日メディアの正体 / 著者・上島 嘉郎	1	2,480	10%	2,480

商品小計(税込) ￥2,480

送料(税込) ￥0

ご請求額 ￥2,480

10%対象(税込) ￥2,480

10%対象消費税 ￥225

## 店舗情報

店舗名: ウエストルーツ楽天市場店

電話番号: 05033908560

店舗住所: 〒0287112

岩手県 八幡平市田頭 37地割130-4

# Rakutenブックス

E-73

領収書

発行日 : 2021年02月04日

藤縄 喜和様

但し : クレジットカードにてお支払い

利用明細

注文番号 : 213310-20210201-075172730

注文日 : 2021/02/01 13:20

発送日 : 2021/02/01

商品明細

9784894898028	植民地台湾を語るということ再版	1	770	770
---------------	-----------------	---	-----	-----

合計金額(税込) 770

支払金額 770

ご利用ありがとうございました。

楽天株式会社

〒150-0094

東京都世田谷区玉川一丁目14番1

TEL: 03-6221-7618

e-mail: info@books.rakuten.co.jp





E-74



注文番号249-1172444-6155831の領収書  
このページを印刷してご利用ください。

藤縄 喜和 様

発行日: 2021年2月4日  
注文日: 2021年2月1日  
Amazon.co.jp 注文番号: 249-1172444-6155831  
ご請求額: ¥ 1,012

2021年2月1日に発送済み

注文商品  
1点 台湾を知ると世界が見える, 藤井敏喜  
販売: アマゾンジャパン合同会社  
コンディション: 新品

価格  
¥ 1,012

支払い情報

商品の小計: ¥ 1,012  
配送料・手数料: ¥ 0  
注文合計: ¥ 1,012  
ご請求額: ¥ 1,012

クレジットカードへの請求

2021年2月1日: ¥ 1,012

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

E-75

### 領 収 証

住 所 \_\_\_\_\_ 2021年 3月 / 日

氏 名 藤 縄 喜 和 様

コード \_\_\_\_\_ 請求書No. \_\_\_\_\_

金 額			万	千	百	十	円
			4	3	6	6	0

但し 月刊 Hanada 4月号 2スリーWILL 4月号

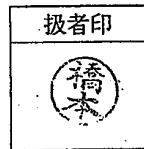
「陰謀新平の台詞、購入代」として

No. 252732

印  
紙

上記の通り確かに領収致しました

松江市殿町63番地  
株式会社 **今井書店**  
代表取締役 島 秀



E-76

### 領 収 証

住 所 \_\_\_\_\_ 2021年 3月 23日

氏 名 藤 縄 喜 和 様

コード \_\_\_\_\_ 請求書No. \_\_\_\_\_

金 額			万	千	百	十	円
			4	2	5	1	9

但し 本「死の淵と見下男」.

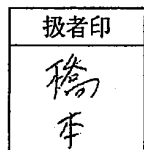
「コトが敬と小下忠堂、購入代」として

No. 252798

印  
紙

上記の通り確かに領収致しました

松江市殿町63番地  
株式会社 **今井書店**  
代表取締役 島 秀



F-1  $284,900 \times 80\% = 227,920$ 円

No. 11

領収書

藤縄喜和 様

金額  $284,900$ 円

但 かけ4版No.35 (県政報告書)

2021年1月18日 上記正に領収いたしました

(印)



My Graphic Design Work

マイ・グラフィックデザイン・ワーク

〒680-0844 鳥取市興南町55-2 TEL.0857-23-1259 FAX.0857-23-1279

領収書

藤縄喜和 様

F-2

[別納引受]		
区内特別基 (定)	15.0g	
@73	1,673通	¥122,129
小計		¥122,129
第一種定形	15.0g	
@84	326通	¥27,384
小計		¥27,384
郵便物引受合計通数	1,999通	
課税計 (10%)	¥149,513	
(内消費税等)	¥13,592	
非課税計	¥0	
合計	¥149,513	
お預り金額	¥150,013	
おつり	¥500	

$149,513 \times 80\%$

$= 119,610$ 円

印紙税申告納  
付につき趣町  
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2021年2月26日 15:20  
担当: 米田 真由美  
発行No. 210226A8272 端N49箱01

領収書

藤縄喜和 様

F-3

$4,200 \times 80\%$   
 $= 3,360$ 円

[販売]		
江戸・東京シリーズ第1集・84	840円 2枚	¥1,680
美術の世界第2集・84	840円 3枚	¥2,520
小計		¥4,200
課税計 (10%)		¥0
(内消費税等)		¥0
非課税計		¥4,200
合計		¥4,200
お預り金額		¥5,000
おつり		¥800

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2021年3月4日 11:30  
担当: 渡部 彰夫  
発行No. 210304J2145 端N78箱01  
連絡先: 鳥取湖山北郵便局  
TEL: 0857-31-4879



請 求 書

発行日 2020.12.28

いつも格別のお引き立てありがとうございます。  
下記の通りご請求申し上げます。

藤縄喜和 様

**MY GRAPHIC DESIGN WORK**  
マイ・グラフィックデザイン・ワーク

代表者  
横山味地子  
〒680-0844 鳥取市興南町55-2  
TEL.0857-23-1259 FAX.0857-23-1279

- 前のご請求高 ●
- ご入金高 ●
- 手数料 ●
- 繰越高 ●
- 今回ご請求高 ● 259,000
- 相殺・値引 ●
- 小計 ● 259,000
- 消費税 ● 25,900
- 合計 ● 284,900**

明 細					
納品日	項目	数量	単価	金額	備考
	かわら版 No.35	8,500	30.00	255,000	
	著作権使用料	4	1,000.00	4,000	

取引銀行 ● 山陰合同銀行：鳥取営業部 [普] 3990211 ● 鳥取銀行：鳥取駅南支店 [普] 338670

とっとり情報かわら版 (No. 35) 按分率積算根拠

【対象外面積】

○1～22、24～27、30～36、38、41、42、44

$$\text{タテ } 0.5 \text{ cm} \times \text{ヨコ } 10.0 \text{ cm} \times 37 \text{ 項目} = 185.0 \text{ cm}^2$$

○23、37、39、40

$$\text{タテ } 1.0 \text{ cm} \times \text{ヨコ } 10.0 \text{ cm} \times 4 \text{ 項目} = 40.0 \text{ cm}^2$$

○28、28'

$$\text{タテ } 0.5 \text{ cm} \times \text{ヨコ } 2.0 \text{ cm} \times 2 \text{ 項目} = 2.0 \text{ cm}^2$$

○29

$$\text{タテ } 0.5 \text{ cm} \times 6.0 \text{ cm} = 3.0 \text{ cm}^2$$

○43

$$\text{タテ } 0.5 \text{ cm} \times \text{ヨコ } 15.0 \text{ cm} = 7.5 \text{ cm}^2$$

○A (あいさつ)

$$\text{タテ } 21.0 \text{ cm} \times \text{ヨコ } 10 \text{ cm} \times 0.5 = 105.0 \text{ cm}^2$$

○B (台湾台中市ランタンフェスティバル点灯式)

$$\text{タテ } 3.5 \text{ cm} \times \text{ヨコ } 6.0 \text{ cm} = 21.0 \text{ cm}^2$$

○C (山陰海岸ジオウォーク)

$$\text{タテ } 5.5 \text{ cm} \times \text{ヨコ } 7.0 \text{ cm} = 38.5 \text{ cm}^2$$

○D (東郷湖羽衣石城ライド)

$$\text{タテ } 5.0 \text{ cm} \times \text{ヨコ } 4.5 \text{ cm} = 22.5 \text{ cm}^2$$

○E (台湾・自転車クラブとサイクリング交流)

$$\text{タテ } 7.5 \text{ cm} \times \text{ヨコ } 6.0 \text{ cm} = 45.0 \text{ cm}^2$$

合計 469.5 cm<sup>2</sup>

【紙面サイズ (A3両面)】

$$\text{タテ } 42.0 \text{ cm} \times \text{ヨコ } 29.7 \text{ cm} \times 2 = 2,494.8 \text{ cm}^2$$

【按分率】

$$(2,494.8 \text{ cm}^2 - 469.5 \text{ cm}^2) \div 2,494.8 \text{ cm}^2 = 81.2\% \Rightarrow \underline{80\%}$$

F-4  $12,000 \times 80\% = \underline{9,600 \text{ 円}}$

領収証 藤 繩 喜 和 様 No. ....

★ 金 12,000 円

世 かわら版 配達代 (3,000 × 4 円)

令和 3 年 2 月 19 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等( %)

[REDACTED]

コクヨ ウケ-46N

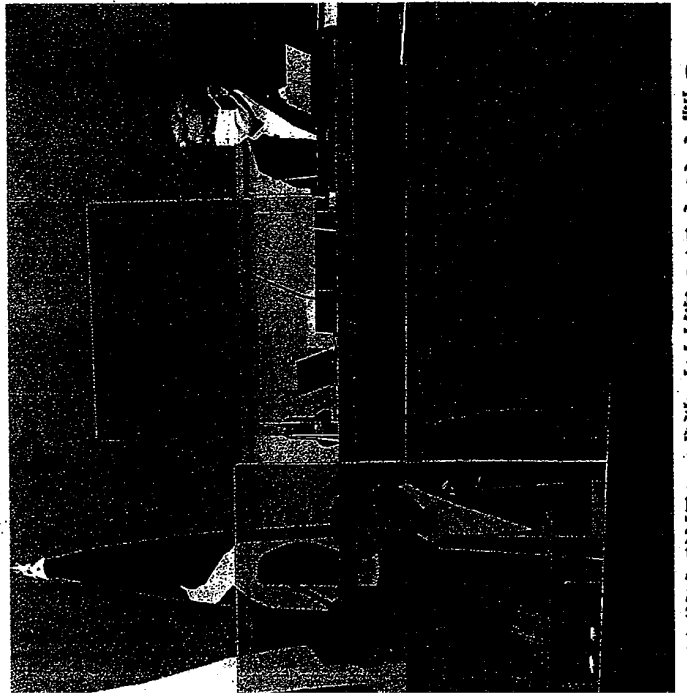
鳥取県議会議員

# ふじなわ 喜和

2021 春号 よしかず  
No.35

発行：ふじなわ喜和  
鳥取市湖山町北4丁目812  
tel&fax 0857-28-2795

とっとり情熱がから版  
●県議会だより



県議会議場に感染症対策のアクリル製の

上限 1/2

A

## プロフィール

- 昭和26年9月20日生まれ
- 昭和45年 鳥取県立鳥取西高等学校卒業
- 昭和51年 青山学院大学法学部卒業
- 平成10年4月 鳥取市議会議員補欠選挙で初当選
- 平成10年11月 鳥取市議会議員選挙で二期目の当選
- 平成15年4月 鳥取県議会議員選挙で初当選
- 平成19年4月 鳥取県議会議員選挙で二期目の当選
- 平成19年5月 鳥取県議会教育民生常任委員会委員長に就任
- 平成23年4月 鳥取県議会議員選挙で三期目の当選
- 平成27年4月 鳥取県議会議員選挙で四期目の当選
- 平成27年5月 鳥取県議会第78代副議長に就任
- 平成31年4月 鳥取県議会議員選挙で五期目の当選
- 令和元年5月 鳥取県議会第86代議長に就任

## 現在の役職

- 鳥取県議会議長
- 市民党鳥取県連盟会長①
- 鳥取県議会福祉生活病院常任委員会委員
- 山陰海岸世界ジオパーク推進三府県議会議員の会長
- 山陰近畿自動車道整備推進三府県議会議員の会長
- 鳥取県議会看顧問題対策研究議員連盟会長
- 鳥取県議会自転車活用推進議員連盟会長
- 鳥取県議会県内空港の「空の駅」等をすすめる議員連盟会長
- 鳥取県議会ブラジル鳥取友好職員連盟会長
- 鳥取県議会ボーイスカウト運動職員懇談会会長
- 青少年育成鳥取市民会会長②
- (一財)鳥取県水泳連盟名誉会長③
- (一社)鳥取県バスケットボール協会会長④
- 鳥取県日台親善協会会長
- 湖山西部地区自治会顧問⑤
- これまでの役職⑥
- 湖山町北四丁目子ども会会長(平成元~2年)⑦
- 鳥取市立湖山西小学校PTA会長(平成5~10年)⑧
- 鳥取市小学校PTA連合会会長(平成8~10年)⑨
- 鳥取県PTA協議会会長(平成12~13年)⑩
- 鳥取県子ども会育成連絡協議会会長(平成21~27年)⑪
- 鳥取市子ども会連合会会長(平成17~29年)⑫

令和2年のふじなわダイアリー

- 1月 4日 鳥取市新年祝賀会
- 米子商工会議所新年祝賀会 (米子市)
- 8日 鳥取商工会議所新年祝賀会
- 9日 鳥取県中小企業団体中央会新年賀詞交換会
- 11日 東部歯科医師会新年祝賀会
- 12日 北四日目町内新年互礼会 ⑭
- 13日 中国ミニバスケケットボール大会 (布勢県民体育館) ⑮
- 14日 自由民主党県連・県政に要望する会 ⑯
- 管工事業協会東部支部新年祝賀会
- 15日 設備設計事務所協会新年祝賀会 ⑰
- 16日 鳥取銀行新年祝賀会 ⑱
- 18日 鳥取県歯科医師会新年祝賀会
- 19日 湖出消防分団出初式 ⑲
- 22日 東部産業資源循環協議会新年祝賀会 ⑳
- 23日 東部浄化槽協会新年祝賀会 ㉑
- 26日 安田優子氏叙勲受章祝賀会 (米子市) ㉒
- 29日 全国議長会総会 (都内)
- 30日 全国議長会地方自治委員会要望活動 (合区解消の件・都内)
- 2月 2日 鳥取但馬会総会
- 3日 臨時県議会
- 4日 岩美道路東浜トンネル貫通式
- 5日~7日 福祉生活常任委員会県外調査 (熊本市ほか)
- 8日 北方領土返還要求運動県民大会
- 9日 12日 台湾台中市ランタンフェスティバル) ㉓
- 点灯式ほか (台中市・台南市ほか)
- 13日 青少年育成市民会議作文コンクール表彰式
- 14日 会派自由民主党政務調査会・鳥取県緑化推進委員会総会
- 15日 県選出国会議員「新春のメッセージ」 ㉔
- 16日 県政報告会 (福部町内)
- 19日 町内議会議長会自治功労者表彰式
- 21日~3月24日 定例県議会開会
- 22日 鳥取県体育協会表彰式
- 24日 県水泳連盟常務理事会 ㉕
- 3月 1日 読書絵手紙感想文表彰式 (倉吉市)
- 3日 県バスケットボール協会理事会 (倉吉市) ㉖
- 4日 日台親善協会総会
- 20日 県水泳連盟理事会・評議員会 (倉吉市) ㉗

- 3月22日 弓ヶ浜サイクリングコース開通式 (境港市)
- 24日 県議会自転車活用推進議員連盟設立総会 (会長就任)
- 4月 5日 北四日目町内総会 ㉘
- 9日 会派自由民主党政務調査会 (国の経済対策)
- 22日 護国神社春季例大祭
- 24日 臨時県議会
- 5月 14日 県議会新型コロナウイルス感染症対策代表者会議
- 18日 李世柄処長へ台湾から贈られたマスクのお礼・オンライン
- 21日 福祉生活病院常任委員会
- 24日 県水泳連盟理事会・評議員会 ㉙
- 26日~28日 台湾から贈られたマスク5,000枚を贈呈 (県立中央病院・鳥取大学医学部附属病院ほか)
- 29日 会派自由民主党政務調査会



2019.11.5 全国議長会要望活動。右は小泉進次郎環境大臣



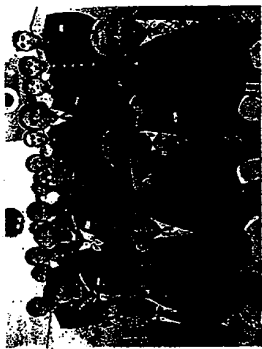
●2019.11.16 台湾桃園空港から初便 連続プログラムチャーター便第3弾



2020.3.22 弓ヶ浜サイクリングコース開通式 (境港市)



2020.5.18 李世柄処長へオンラインで台湾から贈られた5,000枚のマスクのお礼を



2020.2.22 鳥取県体育協会表彰式 隣は東京五輪飛込代表の三上紗也可選手



2020.2.4 岩美道路東浜トンネル貫通式

感染防止に役立てて 県日台親善協会 4機関にマスク贈る



●2020.5.27 日本海新聞

鳥取県日台親善協会は26日、新型コロナウイルスの感染拡大防止役立ててもらおうと、サイマルマスク5枚を県立中央病院(鳥取市江津)に寄贈した。同協会は計5枚を4機関に贈る予定だ。

マスクは、台湾の績豊製薬(台北市景隆和)から同協会に贈られたもの。贈呈式は、同協会理事長(同市後藤区)の森田隆一(後藤区)が挨拶した。

同協会は毎月約800枚のマスクを備蓄しており、備蓄は1カ月分程度しかないという。受け取った民間病院は「寄付をいただけたことは大変ありがたしい」と感謝の言葉を述べた。

同協会は20日、県立厚生病院(倉吉市景和町)にも贈った。28日は鳥取大学医学部付属病院(米子市西町)、県老年保健施設協会(同市後藤区)を訪問する。(後藤 昇一郎)

医療現場で役立ててもらおうとマスクを寄贈した 藤岡金典(右)＝28日、鳥取市江津の県立中央病院



# タブレット試行導入へ 効率化、経費削減図る

鳥取県議会が11日、議会の改革推進会議を開き、2020年度にタブレット端末を積極的に導入する方針を決めた。紙媒体への依存度を減らして、業務の効率化や経費削減を図るとともに、議風の調査研究能力の向上を狙う。

操作に慣れるため、当面は紙の資料とタブレット端末を併用し、常任委員会などで必要な紙の資料の有無などを精査。その後、本格的な導入に向かう。

この日の会議と各会派から試行導入への異論はなかったものの、操作を不慣れとする声の一部と、本格的導入を20年度としたスケジュール案については厚く検討することになった。具体的には経費削減効果を示すよう求める意見も出た。県議会事務局の試算では、全議員30分のタブレット端末のリース料や会議システムの利用料などで2023年度の4年間で約2000万円がかかる。20年度の一般会計当初予算に盛り込むよう要求する。

藤田議員は「タブレットの導入で議会の機能や権限の強化、充実につながる」と話した。

同事務局によると、都道府県議会でもタブレット端末やノートパソコンを活用しているのは、神奈川や広島など6都府県。鳥取は導入の検討をしていない。

(風田進野)



2020.7.16 国要望望 (高市総務大臣)



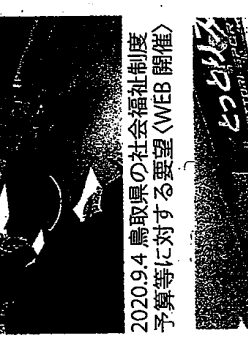
2020.10.19 鳥取県市長会の要望を受ける



2020.10.3 山陰海岸ジオパーク (唐組〜浦富海岸 10km 完歩)



2020.7.4 東郷湖羽衣石城ライン



2020.9.4 鳥取県の社会福祉制度 予算等に対する要望(WEB開催)



鳥取県ゆかりのスポーツを紹介する施設のコロナ・コロナネット

- 6月6日 県バスケットボール協会理事会 (倉吉市) ㉑
- 9日~30日 定例県議会開会
- 27日 県バスケットボール協会臨時理事会 代議員会 (倉吉市) ㉒
- 29日 県議会看護問題対策研究協議会連立総会 (会長就任) (倉吉市)
- 7月1日 全国議長会 農林水産環境委員会 (委員長として)
- 6日 台北駐大阪経済文化弁事処・李世柄処長面談 (大阪市)
- 4日 東郷湖羽衣石城ライン ㉓
- 9日 県議会新型コロナウイルス感染症対策代表者会議
- 11日 障害者スポーツ施設「ノバリア」開所式
- 15日 全国議長会国土交通委員会要望活動 (副委員長として・都内)
- 16日 鳥取県地方分権推進連盟・要望活動 (会長として・都内)
- 21日 福祉生活病院常任委員会
- 8月6日 「藤澤獅子木彫り」(中山勘治作) 受納
  - 鳥取市原爆死没者追悼・平和式典
  - 県議会新型コロナウイルス感染症対策代表者会議
  - 8日~9日 第73回競泳鳥取県選手権 (米子市) ㉔
  - 19日 会派自由民主党政治調査会
  - 21日 福祉生活病院常任委員会
  - 24日 会派自由民主党政治調査会
  - 25日 臨時県議会 (クラスター対策条例修正議決)
  - 28日 会派自由民主党政治調査会
  - 29日 県水泳連盟委員長会議-JOG水泳大会 (米子市) ㉕
  - 9月2日 福祉生活病院常任委員会 県内調査
  - 11日~10月8日 定例県議会開会
  - 13日 自由民主党総裁選挙 ㉖
  - 17日 議員全員会議 (中国四国防犯局)
  - 22日 護国神社秋季例大祭
  - 10月3日 出陰海岸ジオパーク (唐組〜浦富海岸 10km 完歩) ㉗
  - 7日 県議会看護問題対策研究協議会連立総会 (現場における新型コロナウイルス対策)
    - 9日 県内調査 (倉吉市)
    - 11日 県水泳連盟会長杯秋季室内大会 (米子市) ㉘
    - 14日 鳥取県農林水産業表彰式
    - 18日 とっとりスポーツスクエアオープンセレモニー

2020.11.6 日本新聞

## 地方税確保など 関係省庁に要望

鳥取県など自主財源の少ない県の県議会議員でつくる財政基盤強化対策県議会議員協議会(会長・藤田賢和鳥取県議会議長)は10日、コロナ禍で減少が見込まれている地方税の財源確保など関係省庁や自民党に要望した。

藤田議長と同協議会副会長の関根敏伸は、県議会議長が自民党本部で野田幹事長代行に面会し、要望を提出。財源確保のほか2021年3月末に先刻する過疎地域自立促進特別措置法(過疎法)に代わる新法案の制定、社会資本整備の促進、大規模災害の復旧・復興対策などを求めた。

面会後、藤田議長は「地方の事情は理解していただと思う。コロナ禍による財政窮乏に対応していただきたい」と話した。

(中村 亮)

2020.10.19 山陰中央新報

## 鳥取の名選

県民体育館 写真や用具展示

鳥取県ゆかりのスポーツを紹介する施設のコロナ・コロナネット

2020.7.16 国要望望 (高市総務大臣)

野田氏(中央)に要望書を手渡す藤田議長と関根議長 (左) 5日 自民党本部

2020.10.19 山陰中央新報

鳥取県ゆかりのスポーツを紹介する施設のコロナ・コロナネット

- 20日 国土交通省・国土交通委員会・地方自治委員会 (都内)
- 21日 私学協会要望 (自動車教習車課税免除の件)
- 22日 鳥取県戦没者慰霊祭
- 26日 山陰海岸世界ジオパーク推進三府県協議会  
員の会要望活動 (平井知事へ)
- 28日 県議会新型コロナウイルス感染症対策代表者会議
- 31日 鳥取県植樹祭 (三朝町)
- 11月2日 県人委員会勧告
- 3日 バスケケットボールウインターカップ鳥取県大会 (米子市)
- 4日 交通安全県民大会 (米子市)
- 5日 県政基盤強化対策県議会議長会総会 (会長として・都内)
- 6日 県政基盤強化対策県議会議長会要望活動 (都内)
- 8日 青少年育成鳥取県大会 (米子市)
- 10日 台湾・自転車クラブとサイクリング交流 (砂丘・賀露・白兔海岸)
- 11日 暴力追放県民大会 (米子市)
- 13日 会派自由民主党政治調査会
- 15日 自由民主党鳥取県連大会 (倉吉市) ㊤
- 16日 全国議長会国土交通委員会要望活動 (副委員長として・都内)
- 18日 県政報告会 (福部町内)
- 20日 全国過疎地域自立促進連盟理事会・総会 (都内)
- 21日 鳥取砂丘ヨナシ空港ハイパースタジアム ㊤
- 24日 福祉生活病院常任委員会県内調査・出前県議会 (米子市・倉吉市)
- 26日~12月17日 定期県議会開会  
県議会自転車活用推進議員連盟要望活動 (知事・県警本部長へ)
- 28日 県水泳連盟-中国五県連盟地域会議(鳥取市) ㊤
- 12月9日 県内空港の「空の駅」化等を進める議員連盟現地調査
- 14日 鳥取県緑化推進委員会通常理事会・鳥取県緑化推進委員会「緑の募金」贈呈式  
青少年読書感想文全国コンクール鳥取県大会表彰式
- 18日 会派自由民主党団体育望職き取り
- 22日 県警察を励ます会 へき地・繁忙地駐在所・交番巡回訪問
- 23日 県バスケットボール協会理事會 ㊤

シャボンボルトーク県民体育館にも目撃した。写真の撮影用具を展示して足跡を振り返り、次代の選手育成の励みにする。30年に県内で開かれる国民スポーツ大会 現・国民体育大会 に向け、ゆかりの選手や関係者にも力をいれる。

1. 唐ロニーの帽のイラストを「こころ」のイラストに描きこんだ。当国は21年9月に日本、12年ロンドン五輪アチエリ団体銅メダリストの川中壽緒さん、鳥取市出身、ともに近年の東京五輪に出場を予定する飛び込みの上杉拓也さん、ボクシングの久保菜穂さん、この3人にちなみ、約30歳を過ぎる10月26日、11月21日、12月13日は川中さんの銅メダルも展示する。

本庄・昭昭期の体育指導者で、ラジオ体操にも携わった故三橋久雄さん(鳥取市出身)を紹介する歴史もある。コーナーは、隣町鳥取県倉吉市長が顧問として募集したのがきっかけで、県スポーツ協会の池野利博倉吉市長は「スポーツを文化として振興すること、スポーツの発展につながることを期待した。」

# 紹介



2020/11.10 台湾・自転車クラブとサイクリング交流 (砂丘・賀露・白兔海岸)



2020.11.20 新過疎法制定実現総決起大会 (都内)

2020.11.21 日本海新聞

# 憩いの場で意識向上願う 天皇陛下ご下賜金で記念植樹(鳥取市)



緑豊かな地域を守るため、記念植樹する関係者



2020.12.14 青少年読書感想文全国コンクール鳥取県大会表彰式

10月の「こころ」森林 天皇陛下から毎年贈ら 今年も10月12日に、鳥取市のこころ出合いの日に合わせて、天皇陛下のご下賜金による記念植樹が行った。今年植樹は9年に一廻りわづかに振り分ける。このうち四国アロックスは、9県が持ち回りで植樹を続けている。

この日は国会議員で、県議会の藤岡和義議長と、県森林組合連合会の前田幸己会長、県森林水産部森林・林業振興局長森智史局長の副理事長らが、施設内の出合いの場所に植えた苗木の根元に土をかきこんだ。藤岡理事長はこの活動を真民に知ってもらいたい。昨年10月12日の愛護のついでにも開催され、緑化意識がさらに深まった。地域緑化運動がさらに推進できると、大切にしたい」と話した。

G-1

令和 3 年 4 月 16 日

藤 縄 喜 和 様

中国電力株式会社

## 電気料金お支払いのご照会について

毎度、電気をご利用いただき、ありがとうございます。  
ご照会の件について下記のとおりご回答申し上げます。

## 記

ご使用場所 鳥取県鳥取市湖山町北4丁目812

お客さま名 藤 縄 喜 和

ご契約番号

契約種別 ファミリータイム2

年 月	電気料金 (円)	消費税等 相当額 (再掲)(円)	燃料費調整額 (再掲) (円)	再エネ発電 賦課金 (再掲) (円)	使用電力量 (kWh)	お支払年月日
03-03	28,309	2,573	-3,362.19	4,300	1,443	2021-04-07
03-02	30,881	2,807	-3,768.93	4,621	1,551	2021-03-08
03-01	47,534	4,321	-5,356.80	6,651	2,232	2021-02-08
02-12	30,506	2,773	-3,539.10	4,487	1,506	2021-01-12
02-11	23,555	2,141	-2,701.80	3,531	1,185	2020-12-07
02-10	13,566	1,233	-1,403.92	1,919	644	2020-11-09
02-09	13,360	1,214	-1,054.24	1,785	599	2020-10-07
02-08	17,184	1,562	-938.53	2,202	739	2020-09-07
02-07	16,029	1,457	-590.96	2,121	712	2020-08-07
02-06	14,308	1,300	-350.46	1,934	649	2020-07-07
02-05	20,833	1,893	-408.76	2,768	929	2020-06-05
02-04	27,387	2,489	-544.28	3,649	1,237	2020-05-12
合 計	283,452	25,763	-24,019.97	39,968	13,426	

以 上

G-2

# ガス料金等支払証明書


戸別番号 [REDACTED]  
 お客さま番号 [REDACTED]  
 お客さま名 藤 縄 喜 和 様  
 住 所 鳥取県鳥取市湖山町北4丁目812  
 〒700-0111 名等

期 間 2020年4月～2021年3月

検針日	契約種別	指示数	使用量	日数	自社 日数 割合	早收料金	運収加算額	警報器 リリース	器具 リリース	各種 サービス料	合計金額	うち消費税 等相当額	最新入金日
2021. 3. 30	閉	298.0	1.0	15		667	0	0	0	0	667	60	2021. 4. 8
2021. 3. 15	暖房契約	297.0	4.0	28		1,778	0	0	0	0	1,778	161	2021. 3. 29
2021. 2. 15	暖房契約	293.0	3.0	32		1,547	0	0	0	0	1,547	140	2021. 3. 1
2021. 1. 14	暖房契約	290.0	10.0	32		3,074	0	0	0	0	3,074	279	2021. 1. 28
2020.12.13	暖房契約	280.0	2.0	25		1,183	0	0	0	0	1,183	107	2020.12.28
2020.11.13	暖房契約	278.0	0.0	30		0	0	0	0	0	0	0	
2020.10.14	暖房契約	278.0	0.0	29		0	0	0	0	0	0	0	
2020. 9. 15	暖房契約	278.0	0.0	33		0	0	0	0	0	0	0	
2020. 8. 13	暖房契約	278.0	0.0	31		0	0	0	0	0	0	0	
2020. 7. 13	暖房契約	278.0	0.0	28		0	0	0	0	0	0	0	
2020. 6. 15	暖房契約	278.0	0.0	32		0	0	0	0	0	0	0	
2020. 5. 14	閉	278.0	3.0	30		1,605	0	0	0	0	1,605	145	2020. 5. 28
2020. 4. 14	暖房契約	275.0	2.0	32		1,366	0	0	0	0	1,366	124	2020. 4. 28

上記の通り、ガス料金を領収したことを証明いたします。

2021年 4月 16日



鳥取市 鳥取市 鳥取市  
**鳥取瓦斯株式会社**  
 代表取締役 藤 縄 喜 和 様  
 TEL(0857)28-8811  
 www.enetopia.jp

H-1

**EDION**  
エディオン

2020年06月24日

# 領 収 証

藤 縄 喜 和 様

金 額 ￥1,160 -

但し FAX リボン代金として

消費税等105円含んでおります

発行者



株式会社 エディオン  
(作成地)  
大阪府大阪市北区中之島二丁目  
3番33号



No.305180582  
発行店 新鳥取本店  
電話番号 0857-31-2611

金種	内訳
現金	0
クレジット	0
ギフト券等	0
ポイント	1,160
振込	0

10%対象

¥1,160

10%対象消費税

¥105

H-2-0

6800941  
(乙) 鳥取県鳥取市  
湖山町北4丁目812

作成日 2019年 3月 5日

藤縄喜和

様

〒680-0846  
(甲) 鳥取市扇町9番地2  
とりぎんリース株式会社



### 再リース契約手続完了通知書

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き厚くお礼申し上げます。

さて、弊社から「リース期間満了に伴う契約手続きのお知らせ」に対しまして返信期限までに貴社からリース終了のお申し出がございませんので、本日、リース物件全部についての再リースの手続きを完了させていただきましたことをご通知申し上げます。

再リース料につきましては、下記の \*お支払方法が、口座振替払の場合は、ご指定の銀行口座より引落させて頂きます。また、お支払方法が振込の場合は、同封の請求書によりお支払い下さいますようお願い致します。

なお、ご不明の点がございましたら、「契約番号」をお示しの上、3月20日までにご連絡の程、宜しくお願い致します。

\*裏面をご確認ください。

敬具

契約番号	[REDACTED]	
再リース料	再リース料	¥14,160
	消費税額等	¥1,132
	合計	¥15,292 $\times \frac{1}{4} \times \frac{25}{365} = 261$ 円
再リース期間	自	2019年 4月 25日
	至	2020年 4月 25日 12ヶ月間
* お支払方法	支払方法	指定銀行口座より口座振替
	支払期限	2019年 4月 10日
再リース物件		
物件番号	物 件 名	数 量
001-000	デジタル複合機 KM-2050	1台
	31-04-10: 200: *15,292とりぎんリース	

\*

\*

H-2

6800941  
 (乙) 鳥取県鳥取市  
 湖山町北4丁目812

作成日 2020年 3月 4日

藤縄喜和

様

〒680-0846  
 (甲) 鳥取市扇町9番地2  
 とりぎんリース株式会社



## 再リース契約手続完了通知書

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き厚くお礼申し上げます。

さて、弊社から「リース期間満了に伴う契約手続きのお知らせ」に対しまして返信期限までに貴社からリース終了のお申し出がございませんので、本日、リース物件全部についての再リースの手続きを完了させていただきましたことをご通知申し上げます。

再リース料につきましては、下記の \*お支払方法が、口座振替払の場合は、ご指定の銀行口座より引落させて頂きます。また、お支払方法が振込の場合は、同封の請求書によりお支払い下さいますようお願い致します。

なお、ご不明の点がございましたら、「契約番号」をお示しの上、 3月20日までにご連絡の程、宜しくお願い致します。

\*裏面をご確認ください。

敬具

契約番号	[REDACTED]	
再リース料	再リース料 ¥14,160 消費税額等 ¥1,416 合計 ¥15,576	令和2年4月25日～3年3月31日 (341日分) $x \frac{1}{4} \times 34 \frac{1}{3} = 3,628$
再リース期間	自 2020年 4月 25日 至 2021年 4月 25日	12ヶ月間
*お支払方法	支払方法 指定銀行口座より口座振替 支払期限 2020年 4月 10日	
再リース物件		
物件番号	物件名	数量
001-000	デジタル複合機 KM-2050	1台
	02-04-10 200 *15,576とりぎんリース	

H-22

■支払い方法：Amazon決済

商品コード	商品名・項目名	個数	単価	小計
Q2-EXMD-3XNZ	[日本製]高透明度アクリル板採用 衝突防止 W1200*H600mm 飛沫防止 透明アクリルパーテーション デスク用仕切り板、コロナウイルス対策、衝立 飲食店 オフィス 学校 病院 薬局 角丸加工 組立式 [受注生産、返品交換不可](本体W1200*H600mm)kap-r12060(Q2-EXMD-3XNZ)	1	9,800	9,800

数量	金額	税別	送料	ポイント利用
1	9,800円	込	0円	0

請求金額: 9,800円

-----<キトリ>-----

藤縄喜和様

領 収 書

受注番号: 503-5848701-5026244

9,800円

ショップ名 サインキングダム Amazon

ショップMail amazon@signkingdom.jp

電話番号 0120-924-545

FAX番号 03-5879-7002

郵便番号 132-0003

住所 東京都江戸川区春江町2丁目3-1

-15

但し デスク周アクリル仕切り板(コロナウイルス対策)

【お支払い方法】Amazon決済

2020年08月04日 上記の金額正に領収いたしました



H-23

**領 収 書** No. 211262


ふしなわ喜和事務所 殿 2020年12月24日

金額	百万	千	円		
	¥	1	7	7	6

但し トナーカートリッジ代

現金	小切手	振込	手形	相殺	電子記録債権
----	-----	----	----	----	--------

上記金額正に領収致しました。



株式会社  
**愛和堂**

本 社 鳥取市商栄町221-1 電話(0857)26-2441代  
 米子営業所 米子市米原4-1-31 電話(0859)30-2244  
 倉吉営業所 倉吉市広栄町963 電話(0858)22-1321

扱 者  
村田

H-24 令和2年度使用分 5,000枚

領収書

No. 12

株式会社 喜和 様

金額 ¥78,100.-

但 長3封筒 5,000/10,000 x 80% = 28,400円

2021年 1月18日 上記正に領収いたしました



My Graphic Design Work ■ マイ・グラフィックデザイン・ワーク

お客様コード (70)

# 納品書

伝票No A 1223216

2020年12月24日

鳥取市湖山町北4丁目812

ふじなわ喜和事務所

御中



本社 鳥取市南栄町221番1 電話(0857)22-2441(代)  
FAX(0857)27-1802  
専用FAX注文フリーダイヤル 0120-087888  
サービスセンター 鳥取市南栄町221番1 電話(0857)22-8251(代)

TEL0857-32-2720

担当者: 諸口 (田中)

毎度ありがとうございます。下記の通り納品致しますので御查收下さい。

商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
324-7327 D7 NEC トナーカートリッジ PR-L5300-12	1	個	16,160.0	16,160	210295
課税対象合計	16,160				
消費税合計				1,616	
10%課税対象額	16,160			1,616	
				1,616	
※軽は軽減税率対象品目 摘要				17,776	

お客様コード (70)

# 請求書

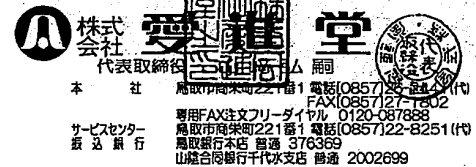
伝票No A 1223216

2020年12月24日

鳥取市湖山町北4丁目812

ふじなわ喜和事務所

御中



代表取締役 山崎 隆夫  
本社 鳥取市南栄町221番1 電話(0857)22-2441(代)  
FAX(0857)27-1802  
専用FAX注文フリーダイヤル 0120-087888  
鳥取市南栄町221番1 電話(0857)22-8251(代)  
サービスセンター 鳥取市南栄町221番1 電話 378369  
山陰合同銀行千代水支店 普通 2002699

TEL0857-32-2720

担当者: 諸口 (田中)

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
324-7327 D7 NEC トナーカートリッジ PR-L5300-12	1	個	16,160.0	16,160	210295
課税対象合計	16,160				
消費税合計				1,616	
10%課税対象額	16,160			1,616	
				1,616	
※軽は軽減税率対象品目				17,776	



# 請 求 書

発行日 2020.12.28

いつも格別のお引き立てありがとうございます。  
下記の通りご請求申し上げます。

藤縄喜和 様

前回ご請求高 ●	
ご入金高 ●	
手数料 ●	
繰越高 ●	
今回ご請求高 ●	71,000
相殺・値引 ●	
小計 ●	71,000
消費税 ●	7,100
<b>合計 ●</b>	<b>78,100</b>



マイ・グラフィックデザイン・ワーク

代表者  
横山味地子  
〒680-0844 鳥取市興南町55-2  
TEL.0857-23-1259 FAX.0857-23-1279



明 細					
納品日	項目	数量	単価	金額	備考
	長3封筒	10,000	7.10	71,000	

取引銀行●山陰合同銀行：鳥取営業部 [普] 3990211 ●鳥取銀行：鳥取駅南支店 [普] 338670



鳥取県議会議員

愛するふるさと鳥取のため  
地方創生の実現に全力投球!

**ふじなわ** よしかず  
**喜和**

〒680-0941 鳥取市湖山町北4丁目812 TEL&FAX.0857-28-2795

H-3 02-04-30 200 \*2,200電話料  
H-4 02-04-30 200 \*19,668ドコモ携帯

H-5 02-06-01 200 \*19,556ドコモ携帯

H-6 02-06-30 200 \*5,522電話料  
H-7 02-06-30 200 \*19,592ドコモ携帯

H-8 02-07-31 200 \*19,523ドコモ携帯

H-9 02-08-31 200 \*2,200電話料  
H-10 02-08-31 200 \*19,621ドコモ携帯

H-11 02-09-30 200 \*19,486ドコモ携帯

H-12 02-11-02 200 \*2,200電話料

H-13 02-11-02 200 \*22,319ドコモ携帯

H-14 02-11-30 200 \*20,960ドコモ携帯

H-15 03-01-04 200 \*2,200電話料

H-16 03-01-04 200 \*21,163ドコモ携帯

H-17 03-02-01 200 \*20,706ドコモ携帯

H-18 1503-03-01 200 \*2,200電話料

H-19 1603-03-01 200 \*20,817ドコモ携帯

H-20 303-03-31 200 \*21,110ドコモ携帯

藤縄議長

携帯電話料金内訳 (令和2年度分政務活動費)

2020年3月利用分 (4月請求分)

	按分率	政務活動費計上額
①タブレット ( ) 4,754円	1/2 2,377	5,653円
②iPhone (090-4652-6228) 6,992円-440円 《対象外経費》dマガジン利用料440円(税込)を除く。		
③ネット回線料 (plala S コース) 7,922円	1/4 *事務所費の按分率を適用	1,980円
月利用分合計 19,668円		7,633円

H-4

2020年4月利用分 (5月請求分) の場合

	按分率	政務活動費計上額
①タブレット ( ) 4,754円	1/2 2,377	5,597円
②iPhone (090-4652-6228) 6,880円-440円 《対象外経費》dマガジン利用料440円(税込)を除く。		
③ネット回線料 (plala S コース) 7,922円	1/4 *事務所費の按分率を適用	1,980円
月利用分合計 19,556円		7,577円

H-5

2020年5月利用分 (6月請求分) の場合

	按分率	政務活動費計上額
①タブレット ( ) 4,754円	1/2 2,377	5,585円
②iPhone (090-4652-6228) 6,857円-440円 《対象外経費》dマガジン利用料440円(税込)を除く。		
③ネット回線料 (plala S コース) 7,981円	1/4 *事務所費の按分率を適用	1,995円
月利用分合計 19,592円		7,580円

H-7

藤縄議長

携帯電話料金内訳（令和2年度分政務活動費）

2020年6月利用分（7月請求分）

	按分率	政務活動費計上額
①タブレット ( ) 4,754円	1/2 2,377	5,580円
②iPhone (090-4652-6228) 6,847円-440円 《対象外経費》dマガジン利用料440円(税込)を除く。		
③ネット回線料(plala Sコース) 7,922円	1/4 *事務所費の按分率を適用	1,980円
月利用分合計 19,523円		7,560円 H-8

2020年7月利用分（8月請求分）の場合

	按分率	政務活動費計上額
①タブレット ( ) 4,754円	1/2 2,377	5,612円
②iPhone (090-4652-6228) 6,910円-440円 《対象外経費》dマガジン利用料440円(税込)を除く。		
③ネット回線料(plala Sコース) 7,957円	1/4 *事務所費の按分率を適用	1,989円
月利用分合計 19,621円		7,601円 H-10

2020年8月利用分（9月請求分）の場合

	按分率	政務活動費計上額
①タブレット ( ) 4,754円	1/2 2,377	5,542円
②iPhone (090-4652-6228) 6,771円-440円 《対象外経費》dマガジン利用料440円(税込)を除く。		
③ネット回線料(plala Sコース) 7,961円	1/4 *事務所費の按分率を適用	1,990円
月利用分合計 19,486円		7,532円 H-11

## 携帯電話料金内訳 (令和2年度分政務活動費)

2020年9月利用分 (10月請求分)

	按分率	政務活動費計上額
①タブレット ( ) 7,944 円	1/2 3,972	6,978 円
②iPhone (090-4652-6228) 6,453 円-440 円 《対象外経費》 dマガジン利用料 440 円(税込)を除く。		
③ネット回線料 (plala S コース) 7,922 円	1/4 *事務所費の 按分率を適用	1,980 円
9月利用分合計 22,319 円		8,958 円 H-13

2020年10月利用分 (11月請求分) の場合

	按分率	政務活動費計上額
①タブレット ( ) 6,844 円	1/2 3,422	6,299 円
②iPhone (090-4652-6228) 6,194 円-440 円 《対象外経費》 dマガジン利用料 440 円(税込)を除く。		
③ネット回線料 (plala S コース) 7,922 円	1/4 *事務所費の 按分率を適用	1,980 円
10月利用分合計 20,960 円		8,279 円 H-14

2020年11月利用分 (12月請求分) の場合

	按分率	政務活動費計上額
①タブレット ( ) 6,844 円	1/2 3,422	R
②iPhone (090-4652-6228) 6,397 円-440 円 《対象外経費》 dマガジン利用料 440 円(税込)を除く。		
③ネット回線料 (plala S コース) 7,922 円	1/4 *事務所費の 按分率を適用	1,980 円
11月利用分合計 21,163 円		8,380 円 H-16



藤縄議長

携帯電話料金内訳（令和2年度分政務活動費）

2020年12月利用分（1月請求分）

	按分率	政務活動費計上額
①タブレット ( ) 6,844円	1/2 3,422	6,145円
②iPhone (090-4652-6228) 5,887円-440円 《対象外経費》dマガジン利用料440円(税込)を除く。		
③ネット回線料 (plala S コース) 7,975円	1/4 *事務所費の按分率を適用	1,993円
12月利用分合計 20,706円		8,138円

H-17

2021年1月利用分（2月請求分）の場合

	按分率	政務活動費計上額
①タブレット ( ) 6,845円	1/2 3,422	6,207円
②iPhone (090-4652-6228) 6,010円-440円 《対象外経費》dマガジン利用料440円(税込)を除く。		
③ネット回線料 (plala S コース) 7,962円	1/4 *事務所費の按分率を適用	1,990円
1月利用分合計 20,817円		8,197円

H-19

2021年2月利用分（3月請求分）の場合

	按分率	政務活動費計上額
①タブレット ( ) 6,845円	1/2 3,422	6,373円
②iPhone (090-4652-6228) 6,342円-440円 《対象外経費》dマガジン利用料440円(税込)を除く。		
③ネット回線料 (plala S コース) 7,923円	1/4 *事務所費の按分率を適用	1,980円
2月利用分合計 21,110円		8,353円

H-20